

令和3年度

事業計画



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

目 次

ページ

はじめに

■ 日本赤十字社 長期ビジョン	2
■ 長期ビジョン第一次中期事業計画（令和2-4年度）	4
第1 救護・社会活動	
第2 社会福祉事業	
第3 医療事業	
第4 血液事業	
第5 コーポレート部門	

■ 令和3年度事業計画

令和3年度事業計画と歳入歳出予算の概要	12
---------------------	----

第1 救護・社会活動

1 災害救護	14
1-1 救護活動	
1-2 防災・減災活動	
2 社会活動	22
2-1 講習事業（応急手当・介護方法の普及）	
2-2 地域における社会活動	
3 青少年赤十字事業	30
4 国際活動	34
4-1 国際救援・開発協力	
4-2 国際赤十字との協働	
5 運動基盤強化の取り組み	46
5-1 会員・社資	
5-2 赤十字ボランティア	

第2 社会福祉事業

6 社会福祉事業 54

第3 医療事業

7 医療事業 58

8 看護師等の養成 66

第4 血液事業

9 血液事業 70

第5 コーポレート部門

10 コーポレート機能の充実強化 78

※本冊子に掲載している写真には、新型コロナウイルス感染症のまん延以前に撮影されたものもあるため、感染対策が必ずしも施されていない場面も含まれていること。

はじめに

日本赤十字社 長期ビジョン

日本赤十字社は、創立 150 年（2027 年 5 月 1 日）に向けて、時代と共に変化するこれからの社会課題やニーズに柔軟に対応し、赤十字としての使命を果たし続けていくために、将来の目指す姿やそれを実現するための長期戦略、行動指針等を示した「日本赤十字社 長期ビジョン」を策定しました。

「日本赤十字社 長期ビジョン」 目指す姿と長期戦略 ～創立 150 年に向けて～

VISION
日赤150

日本赤十字社が 取り組む社会課題

- 災害や紛争から人々が守られる社会づくり
- 人々の健康・福祉を支える地域づくり
- 互いを思いやり、助け合い、尊重し合う社会づくり

目指す姿

国内外における人道支援活動の“要”となり、
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

新たなステージへの行動指針

- 被支援者の側に立った想像力の発揮
- 赤十字ネットワークを活用した事業推進
- 事業間・施設間の連携による相乗効果の発揮
- 行政や関係団体、企業、大学等との連携強化
- 先進技術を生かした事業展開
- ビッグデータ等を活用した事業推進
- 「選択と集中」の徹底

長期戦略

－ 事業戦略 －

事業戦略 1 災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化

事業戦略 2 超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求

2－① 医療・福祉・介護分野等における地域社会への貢献

2－② 日本最大級の病院グループとしての質の高い医療サービスの提供

2－③ 世界最高レベルの血液事業を通じた医療・健康増進への貢献

事業戦略 3 多様化が進む社会における人道の輪の拡大

－ 運動基盤強化戦略 －

運動基盤強化戦略 1 会員の赤十字運動への参画促進

運動基盤強化戦略 2 奉仕団等ボランティア主体の活動の拡充

運動基盤強化戦略 3 国際赤十字との更なる協働

「日本赤十字社 長期ビジョン」に基づき、具体的な取り組みや目標を整理した3年毎の中期事業計画及び毎年の単年度事業計画を策定し、これら計画に基づく業務の遂行及び定期的なモニタリングの実施により全社的なPDCAを推進し、もって長期ビジョンの実現・達成を目指します。



長期ビジョン第一次中期事業計画（令和2-4年度）

～令和4年度に向けた目標・取り組み～

第1 救護・社会活動

事業戦略1 災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対策等を踏まえ、日本赤十字社新型インフルエンザ等対策業務計画を改正するなど、感染症まん延下における救護活動の体制整備を行います。
- ・ 救護規則の改正等を踏まえ整理した新たな救護員育成体系等に基づき研修・訓練を全国で実施していくために、各研修プログラムの策定・改善等を行います。
- ・ 防災教育事業の課題を整理し、感染症対応も踏まえた上で、今後の事業展開に向けた方針を策定し、その方針に基づいて指導にあたるボランティアの養成研修等を実施し、地域コミュニティでの防災教育をさらに推進します。
- ・ 病院 ERU（被災地に設置する仮設病院）の稼働にかかる各種準備を完了し、国際赤十字・赤新月社連盟に日本赤十字社の病院 ERU を正式に登録します。
- ・ 各支部との国際活動に関する情報交換、支部職員による国際活動対象地への出張などを通じ、支部の国際活動への参加を促進します。

事業戦略2 超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求

2-① 医療・福祉・介護分野等における地域社会への貢献

- ・ 全国で、行政・社協・生協等との協働を強化するとともに、本社において各支部・施設及び各関係団体等の地域包括ケアにかかる活動状況を把握します。
- ・ 講習を活用した社会活動にかかる事業方針に基づき、行政や関係団体等と協力して、地域づくりの仕組みの中で、ボランティア中心の講習普及を推進します。
- ・ 気候変動や持続可能な開発目標（SDGs）などのグローバル課題に取り組む企業や団体とのパートナーシップを強化し、好事例を蓄積します。

事業戦略3 多様化が進む社会における人道の輪の拡大

- ・ 教育現場から選ばれるよう「青少年赤十字」の活動を整理し、令和4年に迎える青少年赤十字創設100周年にあわせて、活動の更なる普及に取り組みます。
- ・ 教育現場のニーズ把握、学校が抱える課題に関する知見の蓄積を踏まえ、新たな人道教育の展開に向けた方向性を確立します。
- ・ ボランティアや職員がそれぞれの役割に応じて必要となる国際人道法の知識を身につけ、さらに社会全体への普及へと結び付けていくことができるよう研修会や教材の充実を図り、国際人道法の普及の機会を拡大します。

運動基盤強化戦略1 会員の赤十字運動への参画促進

- ・ 地区区分を通じた会員募集を第一としつつ、協力会員をはじめとした様々な支援者に赤十字事業に参加する機会を積極的に提供していきます。また、災害発生時に義援金や救援金で支援してくださった方には、赤十字活動全般に関する情報提供を行うとともに、ホームページからのクレジットカード決済による会員加入や口座振替等を拡充していきます。
- ・ 会員に対する多様なコミュニケーションツールを構築し、積極的な情報発信を行うとともに、会員の意見等を把握し、赤十字に対し一層のご理解・ご協力をいただけるよう努めます。

運動基盤強化戦略2 奉仕団等ボランティア主体の活動の拡充

- ・ 支部指導講師等の活動の場を広げ、ボランティア活動の調整やボランティア向け研修会の実施等を推進します。
- ・ ボランティアの役割や活動内容を明確化するとともに、奉仕団等ボランティアの登録状況及び活動内容をタイムリーに把握・分析するための仕組み作りに着手します。

運動基盤強化戦略3 国際赤十字との更なる協働

- ・ 国内外の災害対応等の実践から得た知見や教訓などをまとめ、令和3年（2021年）の国際赤十字・赤新月社連盟総会、国際赤十字・赤新月運動代表者会議等において、国際赤十字に対する具体的かつ実践的な提言を積極的に行っていくことで、赤十字の中でリーダーシップを発揮していきます。

第2 社会福祉事業

事業戦略2 超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求

2-① 医療・福祉・介護分野等における地域社会への貢献

- ・ 社会福祉施設の人材確保対策にかかる情報収集及び研究等を進め、新たな対策を立案するとともに、介護や保育に関わる施設職員に対する研修体制の構築を進めます。
- ・ 社会福祉施設においてボランティアが担うことが出来る活動範囲について検討します。
- ・ 地域の社会福祉ニーズを再確認するとともに、社会福祉施設を通じた地域貢献活動の方向性を明確にします。

第3 医療事業

事業戦略2 超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求

2-② 日本最大級の病院グループとしての質の高い医療サービスの提供

1. 地域医療に貢献できる病院運営の推進

- ・ 医療施設におけるオンライン化を進め、ウィズコロナ時代に適合できる病院の環境整備に取り組みます。
- ・ 地域医療構想について、各地域に最も適した医療提供体制を実現するという視点で対応します。
- ・ 地域包括ケアシステムに対応できる人材を育成します。
- ・ 看護師の特定行為研修について、指定研修機関・本社の協力施設数及び研修修了者数の増加に努めます。
- ・ BCP（事業継続計画）に基づく研修及び訓練を行います。

2. 質の高い安全な医療の提供及び医療サービスの質の向上

- ・ 感染症まん延下でも安全な診療を継続できるよう、基本的な感染対策をグループ全体で共有できる仕組みを構築します。
- ・ 医療の質の向上と、チーム医療及び医療安全の推進に努めます。

3. 経営の安定化

- ・ 年度予算の達成を目指し、重要業績評価指標に基づく月ごとの予算管理を行います。経営が悪化している施設に対しては迅速な支援を実施します。
- ・ 本部管理病院及び支援病院、重点支援病院の経営改善にスピード感をもって取り組みます。
- ・ 個々の病院の購買力強化や、大型医療機器共同購入への参加推進等の取り組みにより、費用の抑制に努めます。

4. 広く社会に貢献できる質の高い看護師の養成

- ・ 日本赤十字社の看護師の継続教育システム（赤十字施設の看護師キャリア開発ラダー）における各分野（実践者、管理者、教員、国際）の認定者数の、全看護職員に対する割合が以下のとおりとなるよう取り組みます。

赤十字施設の看護師キャリア開発ラダー（実践者、管理者、教員、国際）の認定者数の割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	64%以上	65%以上	66%以上

- ・ 赤十字施設及び同じ地域で働く赤十字外の看護職等を対象にした生涯教育（リカレント教育）等として、単位互換を含む履修プログラム等を実施するなど、広く学習の機会を提供する仕組みを構築します。
- ・ 各年度において、幹部看護師研修センターで行う各赤十字看護管理者研修等の定員に対する受講者数の割合の増加又は維持を目指します。

研修Ⅰ 80%以上 / 研修Ⅱ 60%以上 / 研修Ⅲ 100%

第4 血液事業

事業戦略2 超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求

2-③ 世界最高レベルの血液事業を通じた医療・健康増進への貢献

1. 献血協力者への新たなアプローチ

- ・ 在宅勤務やオンライン授業など「新しい生活様式」の定着等に伴う社会構造の変化を踏まえ、献血協力の確実な確保に向けて、献血予約の一層の推進に努めるほか、企業からの献血協力の在り方の見直しや、都市部を中心に採血固定施設（献血ルーム）を主体とした献血受入体制の充実に向けた対応を進めます。

- ・ オンライン授業の増加により、学校での献血実施が減少しており、若年層を中心に新規献血者が急減していることから、将来にわたる献血基盤の維持と献血協力の持続的な確保に向けて、学生向けの「献血セミナー」の一層の充実など、新規献血者の獲得に向けた取り組みを強化します。
- ・ 医療機関の協力を得て輸血を受けた方やその家族の声を定期的に献血者にお届けする仕組みを確立するとともに、献血者からの声や要望を受け取るためのシステムの運用も開始します。
- ・ 令和2年度から継続して献血者の満足度調査を実施し、前年度以上の満足度を維持します。
- ・ 全献血者のうち事前予約によって協力いただいた献血者数の占める割合が以下のとおりとなるよう取り組みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全献血の事前予約率	25%	50%	70%

- ・ 献血者のカテゴリ区分及びカテゴリ別のドナープール数を設定し、令和4年度のプール数達成に向けたドナー育成を進めます。
- ・ 基準等により献血にご協力いただけなくなった方に対して、他の赤十字活動にご協力をお願いする制度の設計とシステムの開発を行います。

2. 新たな事業展開と持続可能な事業基盤の確立

- ・ 教育目的用としてモノクローナル抗体の提供を開始します。
- ・ 日本医療研究開発機構（AMED）等を通じて保管検体にかかる情報を、研究者に広く公開します。
- ・ ビッグデータを活用した国民の健康増進への貢献のための研究を進め、研究事業の成果が活用されることを目指します。
- ・ 検体の長期保管に向けた倫理審査や保管環境整備等を検討し、令和3年度には検体の長期保管を開始します。
- ・ 輸血用血液製剤の効率的な配送体制への変更に着手し、新たな配送体制における定時外配送率調査をふまえて定時配送率の目標を設定し、その達成を目指します。
- ・ 医療機関のニーズに合った新しいWEB発注システムの利用促進を図ります。
- ・ 血液センターや献血ルームを社会活動のために活用するため、現在の実施状況を把握し、支部と血液センターが共同して行う活動の方針を決定します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症治療に貢献するため、国が進める「COVID-19 回復者血漿治療の有効性・安全性に関する基礎的、臨床的検討」に協力し、医療機関で採血された血漿の検査、凍結保存、当該血漿に関する情報の管理及び血漿分画製剤の製造業者への血漿の送付等を行います。また、国が進める「特殊免疫グロブリン製剤供給体制整備支援事業」に参画し、新型コロナウイルス感染症や今後想定される新たな感染症の治療薬の原料となる血漿の確保のための体制整備を進めるとともに、回復者への採血を行います。

第5 コーポレート部門

「日本赤十字社 長期ビジョン」の実現に向けた組織基盤の強化

- ・ 日本赤十字社が目指すべき事業実施体制及びその構築に向けて必要な施策・取り組みの整理・明確化をはかります。
- ・ 各部門における内部統制の一環として「自己点検」を用いたリスクの把握と評価が行われ、リスクアプローチの手法を用いた本社（各事業等の所管部局）と支部・施設間の適正な内部統制機能を評価する監査（「事業監査」）が順次導入されていることを目指します。
- ・ 人事関連諸制度の新制度案の策定や実施に向けた協議・合意形成のプロセスを進め、新制度への対応に必要な規則・規程の制定・改正等を実施し、順次、新制度等の適用を開始します。
- ・ 全社的にコンプライアンスを推進するための仕組みや規程等が整備され、本社及び各施設で具体的な取り組みが実施される状態を目指します。
- ・ 事案発生後の対応体制を含む全社的な危機管理体制を構築・強化し、危機管理能力の向上を図ります。
- ・ 寄付行動への流れを「認知」→「理解」→「検討」→「行動」→「継続」という5つの段階で捉え、それぞれに効果的なコミュニケーション施策を実施します。また、段階ごとに目標を定め、その施策効果の分析・評価を繰り返すことで効率化を図り、寄付への流れの最大化を目指す「統合デジタルマーケティング」を展開しており、ポストコロナにおいて今後も継続的に実施します。

【統合デジタルマーケティングのKPI】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
【認知】 ブランド認知率 ^{※1}	98.6%	99.0%	99.0%
【理解】 ブランド理解率 ^{※2}	37.8%	40.0%	43.0%
【検討】 寄付意向率 ^{※3}	39.7%	43.0%	47.0%
【行動】 1年以内寄付率 ^{※4}	24.1%	25.5%	30.0%
【継続】 寄付継続意向率 ^{※5}	78.3%	80.0%	83.0%

※1 「活動内容まで知っている」及び「名前を聞いたことがある」と回答した方を合算した割合

※2 「活動内容まで知っている」と回答した方の割合

※3 日本赤十字社を認知している方の中で、日本赤十字社に対して「寄付をしたい」と回答した方の割合

※4 日本赤十字社を認知している方の中で、日本赤十字社に対して「1年以内に寄付をした」と回答した方の割合

※5 日本赤十字社への寄付経験者の方の中で、「ぜひ支援し続けたい」及び「できれば支援し続けたい」と回答した方を合算した割合

令和 3 年度事業計画

令和3年度事業計画と歳入歳出予算の概要

事業計画の概要

『令和3年度事業計画』については、「長期ビジョン・第一次中期事業計画の着実な推進」「ウィズコロナ・ポストコロナへの的確な対応」を基本的な考え方と位置づけ、また「効率的な業務体制の構築に向けた選択と集中」という視点もふまえて計画を策定しています。

救護・社会活動では、感染症まん延下における救護活動の体制整備を図るとともに、感染症対策を踏まえた防災教育・講習普及等に取り組みます。また、病院 ERU（被災地に設置する仮設病院）の整備を通じて、国際的な緊急即応体制の強化に努めます。

社会福祉事業では、各施設の人材確保・研修体制の構築や経営改善の取り組みを継続するほか、感染症への対応を進めます。

医療事業では、新興感染症に対応できる医療提供体制やウィズコロナ時代に適合するための環境の整備、並びに地域医療構想への的確な対応に取り組みます。

血液事業では、コロナ禍においても必要な血液量を安定的、効率的に確保する方策を推進するとともに、供給部門における体制・業務の見直しを通じた事業全体の更なる効率化を図ります。

歳入歳出予算の概要

令和3年度における日本赤十字社全体の予算は総額1兆3,722億円（歳出予算の合算）となり、各会計の歳入歳出予算は以下のとおりです。

一般会計

歳入	307億円
歳出	307億円

医療施設特別会計

収益的収入	1兆1,052億円
収益的支出	1兆1,337億円
差引額	△284億円

血液事業特別会計

収益的収入	1,649億円
収益的支出	1,617億円
差引額	31億円

社会福祉施設特別会計

収入	198億円
支出	156億円
差引額	41億円

退職給与資金特別会計

歳入歳出 298億円

退職年金資金特別会計

歳入歳出 6億円

損害填補資金特別会計

歳入歳出 1.7億円

1 災害救護 【28 億円】

事業概要

- ・感染症まん延下における救護活動の体制整備
- ・感染防止を考慮した地域コミュニティにおける防災教育事業推進

2 社会活動 【19 億円】

事業概要

- ・他団体等との連携やボランティアが主体となる講習展開の強化
- ・コロナ禍に対応した地域包括ケア活動の新規モデル事業の推進

3 青少年赤十字事業 【7 億円】

事業概要

- ・学校の課題解決の一助となる教育プログラムの提供
- ・青少年赤十字創設 100 周年事業の企画立案

4 国際活動 【28 億円】

事業概要

- ・病院 ERU の整備・登録
- ・気候変動等に立ち向かう地域社会におけるレジリエンス強化

5 運動基盤強化の取り組み 【41 億円】

事業概要

- ・多様な寄付機会の提供による会員募集及び社資確保
- ・支部指導講師によるボランティア支援や研修実施のための体制強化

6 社会福祉事業

事業概要

- ・各社会福祉施設の人材確保・研修体制の構築、経営改善
- ・社会福祉施設を通じた地域貢献活動の強化

7 医療事業

事業概要

- ・地域医療に貢献できる病院運営の推進
- ・感染管理体制の強化、経営の安定化

8 看護師等の養成

事業概要

- ・高い看護実践力を備えた質の高い看護師の育成
- ・赤十字施設及び同地域内で働く看護職等への学習機会の提供

9 血液事業

事業概要

- ・医療需要に基づく必要血液量の安定的かつ効率的な確保
- ・新型コロナウイルス感染症治療への協力

10 コーポレート機能の充実強化

事業概要

- ・長期ビジョンの達成に向けた事業実施体制や仕組みの構築
- ・広報の強化

※救護・社会活動の予算については、本社・支部の予算額を合算の上、算出していること。
 ※予算額については、表示単位未満を切り捨てのうえ作成していること。

1 災害救護

1-1 救護活動

事業を取り巻く環境

- 自然災害の頻発化・激甚化・広域化
- 今後30年以内の発生確率が70～80%と切迫する首都直下地震や南海トラフ地震等
- 人口減少、少子高齢化、在留外国人の増加などに伴う救援ニーズの多様化
- NPO等による様々な被災者支援活動の展開
- 新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う社会環境の変化

長期ビジョン

事業戦略1

災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化

令和2-4年度中期事業計画の主な目標

- ・救護規則の改正等を踏まえた「救護員育成体系」や、「救護班要員マニュアル」に基づく研修・訓練の全国実施
- ・こころのケア活動の調整や、発災初期のアセスメントにかかる検討
- ・災害時のボランティア活動にかかる関連方針等の整理と研修の実施
- ・日本赤十字社が取り組む「災害時に支援が届きにくい分野」の特定

令和3年度事業計画 (主な取り組み・施策)

- (1) 感染症まん延下における救護活動の体制整備
- (2) 新たな救護員育成体系等に基づく救護員の育成
- (3) 災害時のボランティア活動にかかる関連方針等の整理
- (4) 災害時に支援が届きにくい分野の特定



1 災害救護

(1) 感染症まん延下における救護活動の体制整備

背景・目的

日本赤十字社は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定公共機関として、他団体と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等感染症の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す必要があります。

また、各支部・施設においても同様の対策をとることが出来るよう、「各支部新型インフルエンザ等対策マニュアル」の作成など体制整備が求められています。

実施内容・目標

令和元年度から続けている新型コロナウイルス感染症への対策等を踏まえ、平成 25 年度に作成された「日本赤十字社新型インフルエンザ等対策業務計画」を更に実効的なものとなるよう内容の見直しを行います。

これに加え、「新型インフルエンザ等対策マニュアル作成のためのガイドライン」を整備することにより、支部・施設における関連マニュアルの作成を支援します。

(2) 新たな救護員育成体系等に基づく救護員の育成

背景・目的

地球温暖化の進行により、近年、自然災害は、頻発化・激甚化・広域化する傾向にあり、毎年、台風、豪雨等の災害により日本各地で大きな被害が発生しています。このような災害が発生した際、日本赤十字社は被災地に直ちに救護班や日赤災害医療コーディネーターチームを派遣し、被災者の方々に対する救護活動を実施しており、令和 2 年度も九州地方を中心に大きな被害をもたらした令和 2 年 7 月豪雨等の災害において、新型コロナウイルス感染症がまん延する中、感染対策に万全を期し、全国的な活動を実施しました。

今後も、迅速かつ効果的な救護活動を実施するために、救護班や日赤災害医療コーディネーターチーム等、救護活動に従事する救護員のさらなる質的・量的な充実が求められています。



診療実習（全国赤十字救護班研修会）

実施内容・目標

令和 2 年度に策定された救護員育成体系等に基づく研修を実施しながら、各研修プログラムの策定・改善等を行い、より有効で円滑な救護活動を実施できるよう、救護員の確保並びにさらなる質の向上を図ります。

1 災害救護

【主な救護員の育成目標】

研修会名	令和3年度（目標）
全国赤十字救護班研修会	200人／3回
日赤災害医療コーディネート研修会	200人／3回
原子力災害対応基礎研修会	80人／1回

（3）災害時のボランティア活動にかかる関連方針等の整理

背景・目的

災害の頻発化、激甚化、広域化や高齢社会の進展など災害状況・社会環境が変化するなか、日本赤十字社が有するボランティアの組織・機能のリソース等を活かし、災害時に迅速かつ円滑な活動を展開できるよう、被災地外からの応援ボランティアが参画して行う活動の明確化、整理、メニュー化を行う必要があります。また、全国から被災地に多数派遣されるボランティアの派遣調整や受入れ支援体制の構築が必要となっています。

実施内容・目標

支援分野別、時系列別にボランティア活動メニューを整理するとともに、ボランティア活動の実施にあたっては、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターやJVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）等の他団体と連携を図ります。

The presentation slide is titled "災害支援の文化を創造する JVOAD". It outlines two main missions: 1) Disaster relief, ensuring safety and support for victims, and 2) Peacetime activities, preparing the environment for support. It also lists international standards and specific activities like disaster relief and disaster prevention. A section titled "【SDGsへの貢献】" (Contribution to SDGs) lists goals 1, 3, 5, 10, 11, 13, 16, and 17.

JVOAD 明城事務局長の講演（赤十字防災ボランティアリーダー研修会：オンライン開催）

1 災害救護

(4) 災害時に支援が届きにくい分野の特定

背景・目的

首都直下地震や南海トラフ地震の発生が高い確率で予期されるなか、人口減少、少子高齢化、在留外国人の増加などにより、災害時の救援ニーズがますます多様化することが想定されます。

そのような社会環境の変化を踏まえ、支援の手が届きにくい被災者へ目を向け、新たな救援活動を展開していく必要があります。

実施内容・目標

近年発生した令和2年7月豪雨災害や令和元年台風第19号等の災害対応における検証結果や、政府や関係機関が実施する災害時の活動等を踏まえ、災害時に支援が届きにくい分野を特定し、今後、日本赤十字社が災害時に新たに取り組む分野を検討します。

1 災害救護

1-2 防災・減災活動

事業を取り巻く環境

- 近年の世界的な気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化・広域化
- 人口減少と少子高齢社会の進展
- 社会形態の変化に伴う地域コミュニティの衰退
- 「自助」、「共助」の必要性の高まり
- 学校現場から求められる防災教育
- コロナ禍におけるリモートや感染防護策を講じた事業実施の必要性の高まり

長期ビジョン

事業戦略1

災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化

令和2-4年度中期事業計画の主な目標

- ・地域コミュニティを対象とした防災教育事業の今後の事業展開に向けた方針の策定、方針に基づく事業実施
- ・学校教育と連動した防災教育の推進

令和3年度事業計画 (主な取り組み・施策)

- (1) 感染防止を考慮した、地域コミュニティにおける防災教育事業の推進
- (2) 青少年赤十字防災教育プログラムの普及拡大



1 災害救護

(1) 感染防止を考慮した、地域コミュニティにおける防災教育事業の推進

背景・目的

地域住民を対象とする防災教育事業（赤十字防災セミナー）については、全国展開を開始した平成 29 年度からの 4 年間で得られた知見を踏まえ、本事業の体系と実施体制の見直し等を行う必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延下においても、必要な対策を講じたうえで、将来発生が予測される南海トラフ地震等の大規模災害を見据え、本事業を通じて引き続き地域住民の「自助」「共助」の力の向上に貢献していく必要があります。

実施内容・目標

令和 3 年度は、セミナーにおける指導内容に感染症対策に関する基本的な事項を追加するとともに、ICTを活用したオンラインでの開催形態を新たに導入するなど、受講者の新型コロナウイルスへの感染を防止しつつ、セミナーの普及を推進します。

併せて、防災教育事業推進委員会及び防災教育事業技術委員会にて、今後の本事業の展開に関する方針を策定するほか、本事業の企画・運営を行う「防災教育事業指導者」を各都道府県支部で養成する体制を確立します。



受講者同士の間隔を確保して
赤十字防災セミナーを開催
(高知県)



オンライン形式で開催した
防災教育事業主任指導者研修
(東京都)

1 災害救護

【赤十字防災セミナー「災害への備え」（暫定カリキュラム）に感染症対策に関する基本的な事項を追加】

感染症流行時における避難先について

- ・ 少人数・個別空間を確保できる避難先を選ぶ
※災害発生後に、水害による浸水や地震による津波、家屋倒壊の危険性がない場合
- ・ 「分散避難」を心掛ける

5

避難所に持っていくもの

- ・ マスク
- ・ アルコール消毒液
- ・ 体温計
- ・ スリッパ

非常持ち出し袋に入れておく

6

(2) 青少年赤十字防災教育プログラムの普及拡大

背景・目的

青少年赤十字では、文部科学省や教育委員会の協力を得て、学校に対して防災教育の普及に努めています。学校教育の枠組みの中で青少年赤十字防災教育プログラムを普及することにより、児童・生徒が、健康・安全に関する活動を通じて、いのちと健康を大切にし、奉仕の精神を養うことにつながるとともに、災害における人的被害を効果的かつ継続的に軽減させることが期待できます。

これまで、小学校・中学校・高等学校向け青少年赤十字防災教育プログラム『まもるいのち ひろめるぼうさい』を13万9,500部作成・配付し、全国の学校教育の中で活用されています。

また、幼稚園・保育所向けには、防災教材『ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん!』を6,600部作成・配付し、全国の青少年赤十字加盟幼稚園・保育所での防災教育に活用されています。この教材は、幼稚園・保育所に限らず、小学校低学年や特別支援学校、地域の外国人向けの防災教材としても活用が広がっています。

実施内容・目標

令和3年度も引き続き両教材を活用して、学校教育と連動した防災教育を進めていきます。

特に、青少年赤十字への加盟・未加盟を問わず、全国の小学校・中学校・高等学校に無償配付した『まもるいのち ひろめるぼうさい』については、プログラムの活用状況に関する効果測定調査を継続し、教材のより効果的な普及に役立てていきます。

また、「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」など赤十字が作成した感染症に関する教材の普及も引き続き継続し、感染症予防啓発教育も推進していきます。



1 災害救護

【「まもるいのち ひろめるぼうさい」活用率】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
21.7%	26.1%	21.5%	24.3%	22.4%

幼稚園・保育所向けの『ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん!』については、「誰もが簡単に教えることができる」という特色を活かして、赤十字奉仕団の協力のもと教材の伝え方の工夫を行い、幼稚園・保育所以外でも活用できる方法も探っていきます。



「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん!」で防災を学ぶ児童（福島県）

2-1 講習事業（応急手当・介護方法の普及）

事業を取り巻く環境

- 急速に少子高齢化が進む社会において、地域に暮らす人々が相互に支え合う必要性の高まり
- 頻発化・激甚化・広域化する自然災害の発生に伴う、一般市民への救急法等の普及の重要性の増大
- 行政や企業、団体、ボランティアと連携した「地域づくり」への参画ニーズの拡大
- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、安全面に配慮した新たな講習展開の必要性の高まり

長期ビジョン

事業戦略2-①

医療・福祉・介護分野等における地域社会への貢献

令和2-4年度中期事業計画の主な目標

- ・行政や企業、団体、教育機関等と連携した講習事業の実施
- ・ボランティア主体の講習の実施による「地域づくり」の推進
- ・姉妹赤十字社と連携した講習普及の推進

令和3年度事業計画
（主な取り組み・施策）

- （1）他団体等との連携やボランティアが主体となる講習展開の強化
- （2）感染症まん延時にも適応した新たな講習展開
- （3）姉妹赤十字社の「救急法」等の普及活動への支援



2 社会活動

(1) 他団体等との連携やボランティアが主体となる講習展開の強化

背景・目的

近年、急速に少子高齢化が進む社会において、地域に暮らす人々がいつまでも健康で自分らしく暮らすことができるよう、地域で支え合う体制づくりがより一層求められています。

日本赤十字社では、5つの講習を合わせて全国で年間約70万人に対して実施していますが、行政をはじめ、企業や団体、ボランティアなどが有するネットワークを最大限に活用し、受講者ターゲットを見定めた戦略的かつ多角的な講習展開による「地域づくり」に貢献していきます。

実施内容・目標

令和3年度は、地域に根付いた関係機関と日本赤十字社の講習事業により、いかに有効な連携を図ることが出来るかを検証し、協働を推し進めるべく取り組みます。

また、講習事業におけるボランティアの参画領域拡大に向けて、ボランティアが講習事業に主体的かつ幅広く携わり、効果的な講習展開が推進できるよう、優秀な人材の確保や指導者育成の体制強化など、講習環境の整備を進めます。

【行政等との連携事例】



総社市及び同市社会福祉協議会との連携による市民の健康増進プログラムとして、健康生活支援講習を活用
(岡山県)

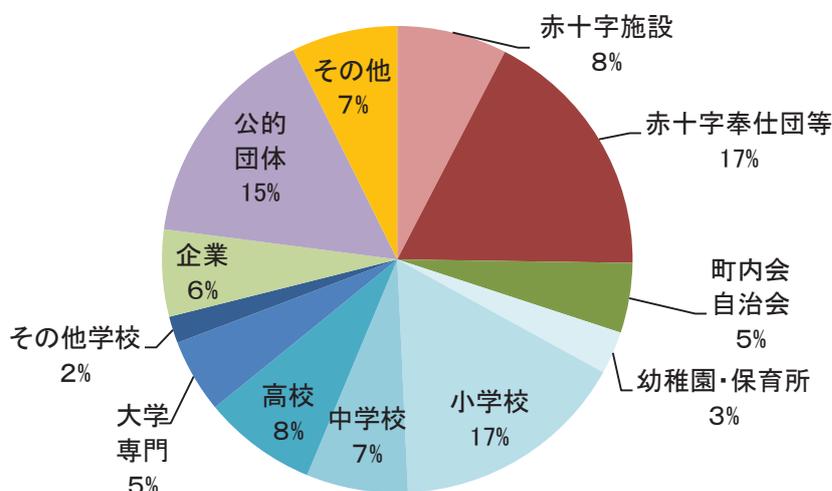
【講習を通じた地域でのボランティア活動事例】



地域赤十字奉仕団員が健康生活支援講習で培った知識と技術を活用し、地域住民へのサロンを展開
(岐阜県)

2 社会活動

【令和元年度 講習実施先比率】



(2) 感染症まん延時にも適応した新たな講習展開

背景・目的

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、講習参加者の安全の確保や感染拡大の防止の観点から、一定期間、講習等の開催を延期又は中止とする措置を講じました。その後、感染状況等に留意しながら、感染防止対策を徹底し、講習等を段階的に再開しました。

今後は、様々な社会状況に適応した、より安定的な事業継続のため、ICTなどを活用した新たな講習展開の検討を進め、講習普及と受講者の利便性の向上が図ることが出来るよう取り組みます。

実施内容・目標

講習参加者に対する感染防止対策を徹底し、感染症まん延時においても安全な講習を行うために、講習実施における指針等を随時見直し、より実践的な救急法等の知識と技術を普及します。

また、通常の講習開催に加えて、新たな講習展開としてeラーニング等のwebを活用した講習内容の提供やSNSを活用した情報発信の強化など、特にICTを活用した講習普及に最適な手法や講習内容を検討し、本格的な導入に向けて取り組みます。



「密接」を防止するために受講者間の距離を2m程度確保し、講習用マネキンも一人1体で講習開催（高知県）



自宅でも動画を見ながら一次救命処置が学べるコンテンツをホームページなどで掲載

2 社会活動



オンライン講習の開催（東京都）



e ラーニング教材「WEB CROSS -電子講習室-」

（3）姉妹赤十字社の「救急法」等の普及活動への支援

背景・目的

病院や救急医療システム等の医療インフラが不十分な途上国では、救急現場に居合わせた市民による速やかな応急手当の実施が重要となっています。日本赤十字社がこれまで培ってきた講習事業における知識・技術等のノウハウを活用し、これらの国の姉妹赤十字社が実施する救急法等普及活動への支援が求められています。

実施内容・目標

令和2年度に終了予定であった東ティモール赤十字社との事業が、新型コロナウイルス感染症のまん延により事業実施が困難となったため、事業を1年間延長し財政的・技術的支援を継続します。

また、令和3年度が支援事業の最終年となるラオス赤十字社へも、当初の事業目標が達成できるよう効果的な支援を継続し、適切な事業管理及び同社との緊密な連携を図っていきます。

さらに、令和4年度から開始する新規支援事業が形成できるよう、新たな支援先赤十字社の選定など、準備を進めます。



東ティモール赤十字社における救急法指導員研修会で技術指導を行う日本赤十字社指導員



ラオス赤十字社における市民への救急法講習実施

2-2 地域における社会活動

事業を取り巻く環境

- 超少子高齢社会の到来を見据えた、医療・介護・福祉の充実の必要性
- 多発する自然災害への備えを含めた、平常時からの自助・互助の重要性
- 日本赤十字社が有する医療・福祉・講習・ボランティア等のリソースの活用、社内外の連携・協働による地域活動推進の社会的要請
- 新型コロナウイルスによる地域活動停滞の影響下にある高齢者や子育て世代への支援強化

長期ビジョン

事業戦略2-①

医療・福祉・介護分野等における地域社会への貢献

令和2-4年度中期事業計画の主な目標

- ・行政・社協・生協等との協働強化、地域包括ケアの活動状況の把握
- ・社会の動向やニーズの把握・分析
- ・地域の実情に合った社会活動の推進

令和3年度事業計画
(主な取り組み・施策)

- (1) 社内外の地域包括ケア関連活動の調査・分析
- (2) 地域包括ケア活動にかかる新規モデル事業の推進
- (3) 奉仕団等ボランティアが中心となる地域活動の推進



2 社会活動

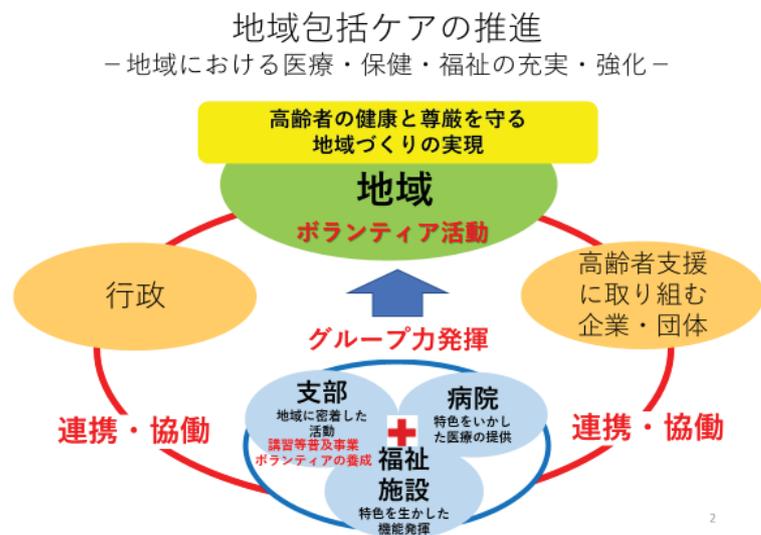
(1) 社内外の地域包括ケア関連活動の調査・分析

背景・目的

日本赤十字社の各支部・施設では、国の地域包括ケアシステム構築の動向を踏まえ、様々な形で高齢者支援を行っています。平成27年度からはモデル事業を開始し、令和2年度には全国の支部を対象に「地域包括ケア事業実施状況調査」を行い、その結果を発信・共有しました。新型コロナウイルス感染症がもたらす影響に注目が集まりがちですが、人口の高齢化率が28.7%に上昇するなど、超少子高齢社会は確実に進んでいます。地域共生社会の実現に向けて、より一層地域包括ケア活動を推進するためには、社内外のさらなる連携・協働が求められ、コロナ禍の影響も想定したうえでの、各支部・施設における地域活動の状況や地域リソースの把握・分析、成果の共有が必要です。

実施内容・目標

令和2年度に引き続き、令和3年度においても、各支部・施設の地域における社内外の連携や地域活動の状況の調査結果を発信するとともに、Web会議を通して地域包括ケア事業に関する認識のさらなる共有を図ります。



(2) 地域包括ケア活動にかかる新規モデル事業の推進

背景・目的

全国の支部・施設では、高齢者支援講習の普及や奉仕団活動を通して様々な高齢者に対する活動を実施してきましたが、地域の事情に合った支援策を継続的に実施するためには、本社・支部・施設・ボランティアが、地域ごとに実施する地域包括ケア支援プロジェクト等で繋がり、一丸となって取り組むことが求められます。令和元年度に続き令和2年度も事業推進の支援としての助成を行いました。コロナ禍の影響を受け地域活動が停滞し、健康や子育ての不安を抱える人々が増えています。

人々の安全・安心な生活を支援するためにも、グループの総合力を活かしたモデル事業を推進し、日本赤十字社が各地域の地域包括ケアシステムの担い手の一つとしてより理解されるよう働きかける必要があります。

実施内容・目標

各支部・施設が地域事情や感染状況に対応した活動を展開できるよう、モデル事業を通して地域包括ケアの理解・浸透を図ります。また、企業・団体・行政との連携を強化するとともに、赤十字の各支部・施設が地域コミュニティ活性化の拠点機能を発揮していくことが出来るよう、Webによるセミナーの開催等を通じて各支部・施設での取組事例や地域包括ケアに関する知見を共有し、コロナ禍に対応した地域活動の創出を行います。

2 社会活動

【支部・施設・ボランティア・行政・社会福祉協議会等の連携による地域包括ケア取り組み達成目標】

項目	令和2年度（実績）	令和3年度（目標）
地域包括ケアに取り組む支部の割合	36%	50%
支部における行政・社会福祉協議会等の団体との連携実績	10カ所以上	20カ所以上



西日本豪雨災害被災地内にある仮設住宅サロンでのオンライン体操（岡山県）

（3）奉仕団等ボランティアが中心となる地域活動の推進

背景・目的

市区町村など一定の地域ごとに組織されている地域赤十字奉仕団等を中心に、独居高齢者宅への戸別訪問やサロンの運営、育児中の方々を対象とした交流会や一時保育の実施など、高齢者支援や子育て・青少年育成支援活動等を行っています。各地域の健康・安全な生活を支え、「互いを思いやり、助け合い、尊重し合う社会づくり」に貢献しています。今後も少子高齢化は加速し、地域課題の多様化が進み、このようなボランティア活動のニーズが一層高まることが予想されています。

実施内容・目標

地域課題の解決につながるようなニーズに即した社会活動をさらに進めていくため、令和3年度においても、引き続き奉仕団等ボランティアが中心となり、日本赤十字社の地区分区（市町村）等を拠点として、高齢者・障がい者支援、子育て支援など、各地域のニーズに応じた様々な社会活動を実施していきます。新型コロナウイルス感染症まん延下では接触型の活動は難しいため、環境美化活動、炊き出しレシピの見直しなど、感染を予防しながら取り組むことが出来る活動を実施していきます。

2 社会活動

また、これらの社会活動を支える奉仕団等ボランティアに対して、必要な研修の機会や適切な活動支援を提供することで、更なる活動の質の向上と充実を図ります。



新型コロナウイルス感染症に関する冊子を地域の住民に配布する地域赤十字奉仕団（京都府）

事業を取り巻く環境

- 人々の価値観の多様化や地域コミュニティのつながりが薄くなる社会において、「互いを尊重し、助け合う心」を養うことの重要性の再認識
- 教育現場や社会環境の変化による教員の多忙化
- コロナ禍におけるリモートや感染防護策を講じた事業実施の必要性の高まり

長期ビジョン

令和2-4年度中期事業計画の主な目標

令和3年度事業計画
(主な取り組み・施策)

事業戦略3

多様化が進む社会における人道の輪の拡大

- ・教育現場のニーズ把握、学校が抱える課題に関する知見の蓄積
- ・学校が抱える課題への対応の一助となるような新たな人道教育の展開に向けた方向性の確立
- ・教育現場から選ばれる青少年赤十字活動の普及継続
- ・海外の姉妹社の人道教育推進への協力

- (1) 学校の課題解決の一助となるプログラムの提供
- (2) 教育現場から選ばれる活動の普及・継続
- (3) 青少年赤十字創設100周年事業の企画立案



3 青少年赤十字事業

(1) 学校の課題解決の一助となるプログラムの提供

背景・目的

教育現場や社会環境の変化により、青少年赤十字の指導の担い手である教員は多忙を極めています。そのため、教育現場に青少年赤十字を取り入れることの有用性について、これまで以上に教員や関係者の理解を得る必要があり、教育現場のニーズの的確な把握が重要となっています。

その取り組みの一つとして、「いじめ」や「不登校」など学校が抱えている課題への対応の一助として、「特別の教科 道徳」の考え方と親和性が高い青少年赤十字の人道教育を活用することについて、会議や研修会を通じて状況分析や方向性の検討を進めています。

実施内容・目標

令和3年度も引き続き、各種研修会、協議会や研究会などの指導者が集まる会議で、「いじめ」や「不登校」に関する活動の情報収集や全国的な状況分析等を行い、また、青少年赤十字の「やさしさや思いやりの心を引き出し、育てる」という人道教育を活用した取り組みを進めていきます。

特に、感染症にかかる差別や偏見に対する取り組みとして、新型コロナウイルス感染症の3つの顔「病気」「不安」「差別」への対応について学ぶための教材「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」のワークシート等の学校教育の中での活用を引き続き進めます。



老人ホームを訪問しハンドマッサーを行う小学生（山口県）



保健の授業で妊婦の疑似体験をする高校生（東京都）

(2) 教育現場から選ばれる活動の普及・継続

背景・目的

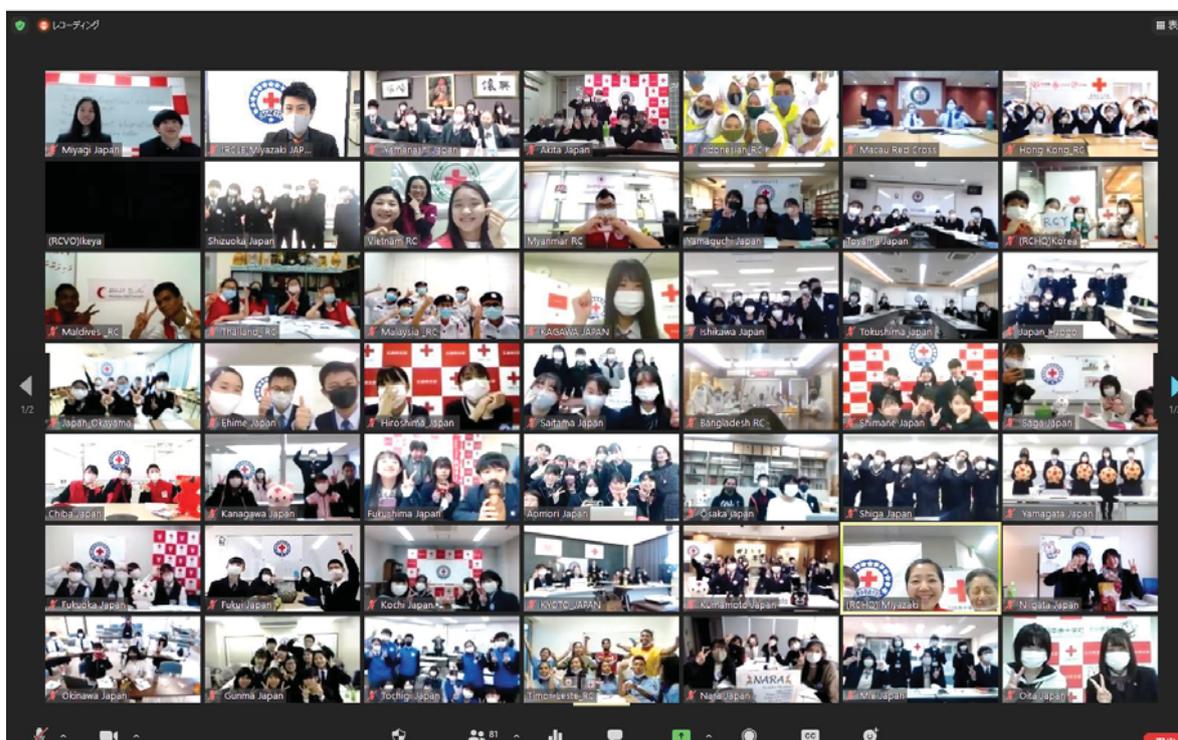
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新たな生活様式が求められる中、これまでの活動の経験と知識を活かし、今だからこそ「選ばれる青少年赤十字」となるように新たな形態による活動展開を進めていく必要があります。

3 青少年赤十字事業

実施内容・目標

防災教育や感染症予防啓発を青少年赤十字加盟校で引き続きオンライン及びオフラインで実施するほか、各種会議、研修会、公開研究会、青少年赤十字指導者の養成講習やメンバー対象の研修・活動等を通じて、参加者の意見を収集し、求められるプログラムの検討を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により従来のような対面形式での研修会等の実施が難しい場合には、オンラインの特徴を活かした新たな形態による活動として学校現場から求められる活動を検討し、全国各地域の状況に合わせ順次実施します。



日本各地、アジア・大洋州から 500 名以上が参加したオンラインによる青少年赤十字国際交流事業



中学生を対象に「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」の教材を活用（高知県）

3 青少年赤十字事業

(3) 青少年赤十字創設 100 周年事業の企画立案

背景・目的

令和 4 年に青少年赤十字は、「豊かな心を持った青少年」の育成を続けて 100 年を迎えます。令和 3 年度は青少年赤十字創設 100 周年に向け、これまでの活動を振り返るとともに、100 周年事業としての具体的な活動実施計画を作成するなど、青少年赤十字活動の一層の理解促進に繋がります。

実施内容・目標

創設 100 周年に向け、活動表彰、全国統一運動、周年記念展示会・イベント講演等の計画・準備を全国の活動状況に合わせて行います。また、バッジなどの記念グッズを制作し配付する予定です。



青少年赤十字創設 100 周年記念事業のロゴマーク

4-1 国際救援・開発協力

事業を取り巻く環境

- 気候変動による自然災害の激甚化・頻発化
- 新型コロナウイルス感染症の世界的まん延など公衆衛生上の危機の拡大
- 紛争や暴力行為による犠牲者、難民・避難民の増加や長期滞留化
- 地球規模の人道危機への対応と「誰一人取り残さない」支援の必要性の高まり
- 地域社会の人々のレジリエンス強化の重要性の高まり
- コロナ禍におけるリモートや感染防護策を講じた現地事業管理の必要性の高まり

長期ビジョン	令和2-4年度中期事業計画の主な目標	令和3年度事業計画 (主な取り組み・施策)
<p>事業戦略1</p> <p>災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際赤十字が最優先課題の一つとして いる中東地域の人道危機への戦略的対応 ・アジア地域の人道危機への優先的対応 ・病院 ERU (Emergency Response Unit) の登録・稼働にかかる準備の完了 ・国際要員の安全管理の徹底 ・ERU など国際活動に資する人材の育成 と確保 ・アジア、アフリカ地域の姉妹赤十字・赤 新月社の地域のレジリエンス強化の取 り組みを支援 ・支部の国際活動への関与の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中東・アフリカ等紛争犠牲者支 援 (2) バングラデシュ南部避難民保健 医療支援 (3) 病院 ERU の整備 (4) 国際要員の安全管理 (5) 国際活動に携わる人材の育成 (6) 地域社会におけるレジリエンス の向上 (開発協力)
<p>事業戦略2-①</p> <p>医療・福祉・介 護分野等におけ る地域社会への 貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・団体とのパートナーシップの強 化、好事例の蓄積 	

4 国際活動

国際救援

(1) 中東・アフリカ等紛争犠牲者支援

ア 中東人道危機救援

背景・目的

平成 23 年に勃発したシリア紛争から 10 年が経過しましたが、未だに 1,000 万人超の難民・国内避難民が劣悪な環境の中で先行き不透明な生活を送っています。またシリアだけでなく、70 年以上続くパレスチナ紛争や政情不安定なイラク、平成 27 年に勃発したイエメン内戦といった中東各地でも人々が同様の厳しい状況を強いられています。さらに、世界中を震撼させている新型コロナウイルスは紛争地域も例外なく、脆弱な人々を更なる窮地に追い込みました。

日本赤十字社は、長期化・複合化する紛争や人道危機に苦しむ人々に寄り添った支援を続けていくため、平成 27 年度以降、中長期的な支援計画に基づき、シリア、レバノン、ヨルダン、イラク、パレスチナ、イエメンにおいて、国際赤十字、現地赤十字・赤新月社との連携の下、様々な人道支援を展開しています。



ガザ地区のパレスチナ赤新月社病院で現地医療者と打ち合わせをする日赤医師（中央）

実施内容・目標

第二次三か年中東支援計画の最終年度であった令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、感染症への対応やそれによる事業体制の変更、現地の支援環境の変化など様々な想定外の事態に直面し、これまでの支援のあり方や内容、事業体制に大幅な見直しを迫られました。

このため、令和 3 年度は、第二次三か年支援計画を暫定的に 1 年延長し、コロナ禍でのシリアやイエメンにおける国内避難民への支援や、レバノン赤十字社と協力したシリア難民への水・衛生管理支援などを継続し、同時に、コロナ禍及びコロナ後の支援ニーズを的確にくみ取り、令和 4 年度以降の第三次三か年支援計画の策定と事業実施体制の強化に努めます。

4 国際活動

イ 南スーダン・ナイジェリア紛争犠牲者支援

背景・目的

南スーダンでは平成 30 年 9 月の和平合意以降も武力衝突など不安定な情勢が続いており、総人口の 3 人に 1 人が住みかを追われるなど深刻な人道危機に陥っています。また、ナイジェリアでは北東部を中心に武力衝突が続き、200 万人以上が国内避難民となり、過酷な生活を強いられています。

国際赤十字は、こうした人々が国際人道法に基づき適切に支援・保護されるよう、救援物資や食料の配付、安否調査などの離散家族再会支援、そして保健衛生活動などを実施しています。



ナイジェリアの ICRC 戦傷外科病棟で活動する日赤医師・ICRC

実施内容・目標

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、赤十字国際委員会（ICRC）を通じた現地への医療要員の派遣が中断されました。令和 3 年度は、引き続きその動静を見極めながら、南スーダンやナイジェリア等、医療ニーズの高い地域への要員派遣の再開を目指し、コロナ禍において国際社会の関心に陰りが見える紛争地における人道問題、とりわけ現地の保健医療問題への対応に取り組んでいきます。

(2) バングラデシュ南部避難民保健医療支援

背景・目的

平成 29 年 8 月にミャンマー・ラカイン州で発生した暴力行為を逃れ、隣国バングラデシュへ避難してきた人々を支援するため、日本赤十字社は同年 9 月から緊急救援を開始し、翌年 5 月からは長期化する避難生活を見据え、バングラデシュ赤新月社とともに第一次中期保健医療支援事業を実施しました。

令和 2 年度においては、4 月から第二次支援事業の開始を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、最長 1 年間の暫定措置として、第一次支援事業の活動内容を継続し、避難民キャンプの中で高まる保健医療ニーズに対応しました。

4 国際活動



避難民の診察をするバングラデシュ赤新月社の医療スタッフ©バングラデシュ赤新月社

実施内容・目標

令和3年度は、第二次中期保健医療支援事業の計画に基づいて、要員派遣の再開を予定し、これまで行ってきた避難民キャンプ内の診療所を中心とした診療活動をはじめ、避難民に対する感染症予防啓発などの地域保健医療活動、こころのケア活動を継続します。

さらに、診療所での診療活動とボランティアによる戸別訪問などの活動の連携強化を図ることで、地域のハイリスク患者を取り残さないようフォローアップする体制を構築するとともに、活動の主たる担い手であるバングラデシュ赤新月社の感染症対応・災害対応などにおける組織力強化も図ります。

これらの支援を通じて、地元の医療スタッフや避難民ボランティアが主体となった保健医療サービスの確立を目指し、地域の人々のレジリエンス（災害や病気に立ち向かう力）の向上に努めます。

(3) 病院 ERU の整備～国際赤十字への登録

背景・目的

世界各地で激甚化・頻発化する自然災害に対して、より質の高い人道支援活動が求められています。日本赤十字社はこれまでの国内・国際救援活動の現場で培った経験や全国に広がる赤十字病院の組織力を活かし、より効果的な救援活動を実施できるよう、手術や入院の機能を備え、二次医療の提供を可能にする病院 ERU (Emergency Response Unit) の整備を進め、緊急即応体制の強化を目指します。

実施内容・目標

病院 ERU の整備は当初令和2年度の完了を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の

4 国際活動

影響により、一部の整備が令和3年度にずれこむこととなりました。そのため、令和3年度において国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）への正式な登録を目標に、その運営面においては実稼働に向けた人材育成等を継続し、新型コロナウイルスを含む感染症まん延下での運営に必要な資機材やマニュアルを追加で整備します。また、感染症まん延下において海外からの要員派遣が限定される場合でも、国際救援に求められる必要な医療が提供できるよう、これまで以上に支援先の地元の医療従事者を主体とした活動や仕組みづくりに取り組み、限られたリソースの中でも効果的な国際救援が実施できる体制や実務手法の確立を目指します。



病院 ERU 資機材の安全な保管・管理及び迅速な輸送システムの確立も重要課題の一つ（大阪赤十字病院）

（4）国際要員の安全管理

背景・目的

世界各地の紛争の激甚化・複雑化により治安情勢も流動化しており、拉致や誘拐などの重大事案に巻き込まれるリスクが高まっています。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、日赤の国際救援・開発協力要員の派遣において、これまで以上に現地情勢のモニタリングが重要となっています。

実施内容・目標

コロナ禍における国際救援・開発協力要員の帰任・新規派遣の可否や時期の判断を着実に行うため、令和3年度においても引き続き日赤の海外事業地や関連する国・地域のリスク要因と現地情勢のモニタリング・分析を行い、要員の安全管理と健康管理の徹底に努めます。

また、国際赤十字と連携して、要員の安全管理、健康管理にかかる研修内容の質の向上に努めます。とりわけ、令和2年度に改定した「安全管理体制要綱」に基づく拉致、誘拐等の重大事案対応に関する社内の危機管理能力の更なる強化を図ります。

4 国際活動

(5) 国際活動に携わる人材の育成

背景・目的

国際要員の業務内容は職種や派遣先によって異なりますが、国際活動の遂行には、平時からその“顔”となる人材の継続した育成が不可欠です。また、病院 ERU の本格稼働も念頭に、赤十字病院で働く医療従事者をはじめ、本社、支部、血液センターの職員など、医療や保健、防災など様々な分野で国際活動に従事できる多様な人材の育成が一層求められています。

実施内容・目標

令和3年度は、「保健医療 ERU 研修パート1（旧基礎保健 ERU 研修）」と「保健医療 ERU 研修パート2（病院 ERU オンライン研修）」、ICRC や連盟、各国の赤十字・赤新月社と協働した支援や調整の方法を学ぶ「国際救援・開発協力要員研修Ⅱ（IMPACT）」、また、地域保健やロジスティクスなどの各種専門研修も実施していきます。新型コロナウイルス感染拡大の影響で従来の対面型の研修開催が困難な状況にある中、オンラインツールも適宜活用し、継続して人材育成に努めていきます。



コロナ禍に約 80 人がオンラインで参加した病院 ERU 研修

4 国際活動

開発協力

(6) 地域社会におけるレジリエンスの向上

背景・目的

国境を越えた感染症や年々顕在化する気候変動等の影響に対し、地域住民が日頃からリスクを減らし、人道危機に立ち向かう力（レジリエンス）を備えるための取り組みが一層求められています。また、限りある資金や人的資源でより効果的に人道課題に取り組んでいくため、国内と国際の活動の連携や、他機関・企業とのパートナーシップの強化の必要性が高まっています。



栄養改善について住民に説明するルワンダ赤十字社ボランティア

(©Atsushi Shibuya/JRCS)

実施内容・目標

令和3年度は、令和2年度に新たに開始した姉妹赤十字・赤新月社との防災・減災・疾病予防事業に、新型コロナウイルス感染症への対策も盛り込み、これらの活動に着実に取り組みます。また、感染防止の観点から、令和2年度のほとんどの期間、駐在員が現地に赴任できない状況が続きましたが、状況が改善次第、要員を現地に再派遣します。（国別の事業一覧は右表のとおり。）

また、デジタル技術を活用したオンラインでの各都道府県支部との国際活動にかかる情報交換、支部職員による海外事業地への出張等を通じ、支部の国際活動への参加を促進します。これは、支部の知見を国際活動の質の向上に活かすとともに、支部が国際活動への理解と関与を深め、より一層の事業振興につなげることを目的としています。

加えて、企業・団体とのパートナーシップによる共同事業を形成・継続します。



インドネシア赤十字社ボランティアとともに防災ゲームを通じて地域の災害対策について学ぶ住民

4 国際活動

【長期的人道ニーズへの取り組みと達成目標】

	国名・地域名	事業名	目標
二 国 間 支 援	ルワンダ	レジリエンス強化	コミュニティのレジリエンス強化を通じた、気候変動の影響による災害や感染症、貧困などの社会課題の改善
	インドネシア	コミュニティ防災	地震・津波その他災害の脅威に対する事前の備えや災害対応能力の強化を通じた、地域の抱える災害リスクの軽減
	ネパール	コミュニティ防災	コミュニティのレジリエンス強化を通じた、地震等の自然災害への備え及び水衛生などの地域課題の改善
連 盟 を 通 じ た 支 援	アフガニスタン (*)	気候変動対策	気候変動に起因する災害（干ばつ、洪水等）リスクの軽減及び生計支援
	アジア・大洋州地域	各国赤十字社のボランティア活動の推進等を通じた組織基盤強化	各国赤十字社のボランティア活動の推進、ユースボランティア育成、社法や定款の整備、資金造成計画策定等を通じた組織基盤の強化
	大洋州地域	災害対策及び組織基盤強化	サイクロン及びその他災害リスクの軽減並びに各国赤十字社のボランティア活動の推進、ユースボランティア育成、社法や定款の整備等を通じた組織基盤の強化
	東アフリカ地域	地域保健強化	住民に対する意識啓発を通じた災害対策・疾病予防の促進
	南部アフリカ地域	感染症対策	感染症の予防啓発、栄養や健康課題の改善

(*)連盟、アフガニスタン赤新月社、日赤の3者間で協働する5年間の事業であり、その他の連盟を通じた支援（単年ごとの財政支援）とは形態が異なること

4-2 国際赤十字との協働

事業を取り巻く環境

- 国境を超えたグローバルな人道課題の増加
- 新型コロナウイルス感染症による人々の「連帯」「思いやり」等の人道的価値の重要性の高まり
- 国内外の様々なパートナー、特に国際赤十字・赤新月運動とのさらなる協働の必要性

長期ビジョン

令和2-4年度中期事業計画の主な目標

令和3年度事業計画
(主な取り組み・施策)

事業戦略3

多様が進む社会における人道の輪の拡大

・ボランティア、一般国民、職員を対象とした研修、教材の充実を通じた国際人道法の普及機会の拡大

(1) 国際人道法の普及と実践

運動基盤強化戦略3

国際赤十字との更なる協働

・国際赤十字・赤新月社連盟における日本赤十字社のプレゼンスの向上
・国際赤十字・赤新月運動の様々な知見の導入

(2) 国際赤十字・赤新月運動への貢献



4 国際活動

(1) 国際人道法の普及と実践

ア 国際人道法の普及

背景・目的

コロナ禍において、感染者や医療従事者への差別・偏見が懸念される昨今、いかなる区別なく人々の命と健康を守る国際人道法、その根底にある「人道の理念」—苦しんでいる人を救いたい—の意義を改めて広めることが重要です。その理念を一人でも多くの国民に理解してもらうことは、分断する社会における「連帯の精神」の想起にもつながります。そのためには、まず何より赤十字で働く職員自身がその理念を深く理解し、それぞれの赤十字活動における国際人道法の一層の普及推進が必要です。

実施内容・目標

コロナ禍が引き続き懸念される令和3年度においては、オンラインのプラットフォームを活用し、国際人道法の普及に係る講義動画や研修資料・スライド等の蓄積を図り、支部・施設職員に対する普及実施体制の整備を引き続き図っていきます。国際人道法の普及の担い手である職員の継続した育成と、普及のための資料や実践例の蓄積を通じて、一般市民へのアウトリーチのすそ野を広げていきます。



オンラインを使って国際人道法に関する講義を行う支部職員（神奈川県）

4 国際活動

イ 核兵器廃絶に向けた取り組み

背景・目的

令和2年10月、核兵器禁止条約の批准国が50カ国に達したことにより、本条約が発効条件を満たし、令和3年1月に発効しました。これまで国際赤十字は、「核兵器の使用は国際人道法違反であるとともに、ひとたび使用されると、いかなる人道援助も及ばない被害をもたらす」として、一貫してその廃絶を訴えてきたところであり、条約の成立はそうした取り組みの一つの到達点として歓迎すべきものといえます。赤十字のこうした貢献は本条約本文中（前文）でも「核兵器の全面的な廃絶に向けた…国際赤十字・赤新月運動が…行っている努力を認識し」として確認されており、国際赤十字として引き続き本条約の理念の普及と加盟の一層の推進、核兵器廃絶の願いを次の世代に受け継いでいくことが求められています。

実施内容・目標

核兵器禁止条約が発効された令和3年度においても、引き続き日本赤十字社は唯一の戦争被爆国の赤十字社として、とりわけ国際人道法の普及の文脈において、この問題の関心喚起に努めていきます。具体的には、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）や世界各国の赤十字・赤新月社と連携し、核兵器廃絶に向けて、広島や長崎の平和記念式典などの節目をとらえて、赤十字とヒロシマ・ナガサキの経験の共有や核兵器廃絶に向けた関心喚起を行っていきます。



広島・長崎被爆75周年の令和2年8月にオンラインで開催されたイベントに参加した赤十字のユースボランティア

ウ 安否調査の実施

背景・目的

国際赤十字は、紛争、災害、国交の断絶などの理由により家族間の連絡が途絶えてしまった人々に対し、安否調査を実施しています。日本赤十字社が取り扱う安否調査の件数は年々減少しているものの、赤十字を最後の頼みの綱とする人々のために、他の機関では真似できない独自の人道的貢献を行う活動となっています。

4 国際活動

実施内容・目標

令和3年度においても引き続き安否調査に取り組むとともに、日本国内における大規模災害発生時や有事の際の在留外国人等の安否調査について、職員研修や訓練を通じ、その実施体制のさらなる充実に努めていきます。

(2) 国際赤十字・赤新月運動への貢献

背景・目的

国際赤十字は、各国赤十字社が地域社会に根ざした活動を展開するという「地域性」(localization)と「人道第一」(humanity first)という活動の基本的な方針等を共有し、192の国と地域の世界的なネットワークを有しています。日本赤十字社は、連盟の創設5社の1つとして他社の模範となるべく活動することを通じ、世界的な赤十字運動の基盤強化に貢献します。

実施内容・目標

令和3年度は2年に一度開催される連盟総会及び国際赤十字・赤新月運動代表者会議の開催年に当たります。こうした機会をとらえ、新型コロナウイルス感染症対応を含む国内外の災害対応から得た知見や教訓、国境を越えてグローバルに展開するデジタル媒体でのファンドレイジングにかかるルール作りなどの重要課題について、国際赤十字に対して具体的かつ実践的な提言を積極的に行っていくことで、国際赤十字・赤新月運動の中でリーダーシップを発揮していきます。

また、これら国際会議で採択される各種決議・戦略、また気候変動など懸念される世界的人道課題への対応方針といった成果物など、国際赤十字の知見を国内活動に活かしていきます。



令和元年12月、第33回赤十字国際会議、会場の様子

5 運動基盤強化の取り組み

5-1 会員・社資

事業を取り巻く環境

- 人口・経済活動の都市部への集中、少子高齢化、住民意識や地域コミュニティの変化
- 他のNPO等のファンドレイジング（資金造成）の活発化、寄付方法の多様化
- 国内における社会貢献意識の進展、法人の社会貢献意識の変化、SDGsへの取り組みの広まり
- 災害の大規模化・頻発化・広域化や社会情勢の変化による赤十字活動への期待の高まり
- 新型コロナウイルス感染症の拡大による社資募集方法への影響

長期ビジョン

運動基盤強化戦略1
会員の赤十字運動への参画促進

令和2-4年度中期事業計画の主な目標

- ・ 地区区分を通じた会員募集の維持及び個人のライフスタイルに応じた寄付機会の提供
- ・ 法人との継続的なパートナーシップの構築による法人社資の増加
- ・ 全社的な遺贈・相続財産寄付の推進
- ・ 会員に対するコミュニケーション方法の拡大及び積極的な情報発信

令和3年度事業計画 (主な取り組み・施策)

- (1) 多様な寄付機会の提供による会員募集及び社資確保
- (2) 新規法人会員加入への勧奨促進及び既存法人会員との更なる連携強化
- (3) 遺贈・相続財産寄付の推進体制の強化
- (4) 会員等データの適正管理及び情報提供に向けた環境整備



5 運動基盤強化の取り組み

(1) 多様な寄付機会の提供による会員募集及び社資確保

背景・目的

地区分区、自治会、町内会等を通じた会員や寄付金募集を第一としながらも、地域コミュニティの変化や寄付方法の多様化に応じ、寄付者にとって利便性の高い手段による社資募集方策が必要となっています。

実施内容・目標

令和3年度においては、各支部の課題及び実績のある優良事例の共有や、支援者への情報提供の強化により、赤十字活動の基盤である会員制度の拡充を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、非接触方式の必要性が高まる中、令和2年度には新たな電子決済による寄付方法を導入するなどの寄付方法の多様化を図り、各種寄付方法や税控除内容などを分かりやすく紹介する全国共通の社資募集リーフレットを作成しました。令和3年度は、これらの成果を検証し、さらなる会員の増強を図ります。

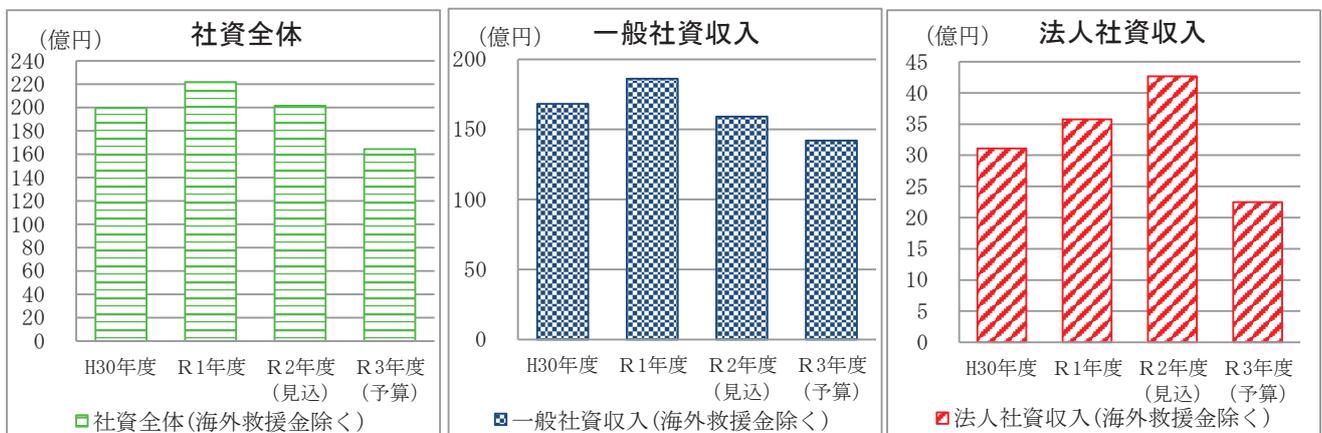


B S番組でコロナ下における災害救護活動等を紹介



全国共通社資募集リーフレット

【一般(個人)社資収入及び法人社資収入の推移】



※ 一般社資における令和3年度(予算)には変動幅の大きい遺贈寄付を含まないため、今年度より減少している。

5 運動基盤強化の取り組み

(2) 新規法人会員加入への勧奨促進及び既存法人会員との更なる連携強化

背景・目的

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、医療施設をはじめとして赤十字活動全般に多くの法人寄付が寄せられました。はじめてご協力いただいた法人に対しては、法人会員の加入促進を図るとともに、継続して会費等の協力をいただける関係強化を図る必要があります。

また、法人とのパートナーシップの構築にあたっては、企業が経営方針に据えるSDGs（持続可能な開発目標）やCSR（企業の社会的責任）、CSV（本業を通じた社会的価値の創造）等の観点を十分に理解し、赤十字事業との協働が可能な分野を調査し、人道的ニーズや社会課題の解決に向けた長期的な連携を目指すことが求められています。

実施内容・目標

各法人が持つ経営方針などの考え方を尊重しながら、日本赤十字社の使命や活動内容を理解していただけるよう詳細説明を実施し、訪問やダイレクトメールなどにより法人会員への新規加入を進めるとともに、定期的な活動報告などを通じて既存法人会員との連携強化に取り組みます。

また、寄付付き商品や株主優待制度、各種ポイントを用いた寄付プログラムなど、法人が有する人的・物的資源を社会貢献のために積極的に活用いただくなど、パートナーシップの推進を図ります。

さらに、法人従業員を対象とした寄付の呼びかけ、併せて従業員の寄付と同等額を法人として寄付するといったマッチングギフトによる寄付協力を促すなど、法人の社会貢献度の向上に役立てていただくこととしています。



(3) 遺贈・相続財産寄付の推進体制の強化

背景・目的

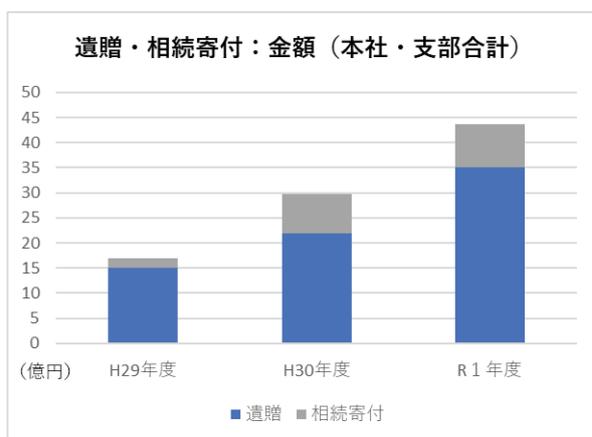
少子高齢化の進展や単身世帯の増加、相続税法・民法の改正などを背景に、遺贈・相続財産寄付に対する世間の関心は高まりを見せています。令和2年度には日本で初めて「遺贈寄付ウィーク」が開催され、日本赤十字社をはじめ多くのNPO等関連団体が参加しました。メディアでも大きく取り上げられたことにより、更なる関心の高まりも予想され、今後も遺贈・相続財産寄付に関する申し出件数の増加傾向が続くことが見込まれます。日本赤十字社への相談件数も近年増加しており、赤十字に対する信頼と善意の気持ちに的確に応えていくことが今後一層求められます。

5 運動基盤強化の取り組み

実施内容・目標

遺贈・相続財産寄付については関心が高まる一方で、相談先・寄付先が分からない等の理由から、実際の寄付手続きに繋がりにくい実態が明らかとなっています。（令和2年度日本承継寄付協会調査）日本赤十字社では、本社・各支部において信託銀行や法律事務所等の専門機関との連携を強化し、迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。また、遺贈・相続財産寄付に関する啓発や受付窓口の周知などを目的とした、全国的な広報展開を強化していきます。

【遺贈・相続財産の推移】



【国際遺贈寄付の日にあわせた世界的キャンペーンに参加（日本で初開催）】



（4）会員等データの適正管理及び情報提供に向けた環境整備

背景・目的

現在、年額2,000円以上の会費を納められている全国約22万人の会員データは、全国会員情報システムにより集約し、適切に管理されています。一方、協力会員をはじめとする各種支援者等のデータは、必要に応じて都道府県支部毎のシステムにより管理・運用していますが、将来的には双方のデータを一元管理し、そのデータを基にニーズに沿った情報を提供し、赤十字活動に対する一層の理解・協力につなげていくこととしています。

また、多発する災害により国内の義援金や海外への救援金を受け付ける機会が増えていることから、こうした方への会員加入へのアプローチも重要です。

実施内容・目標

令和2年度から、全国会員情報システムの機能を拡充し、現在各支部で管理している会員以外の支援者データを同システムに段階的に移行して、個人情報管理のセキュリティ等を強化する取り組みを進めています。

令和3年度は、引き続き同システム整備を進めるとともに、社資実績の分析、会員継続率や寄付単価などの指標に基づいた社資募集方策に活用できるデータ分析の環境整備を進め、各支部における社資募集に有効な情報発信を行い、会員制度の強化を図ります。

また、全国統一会員誌について、各支部や会員からの意見をいただきながら、円滑な導入を進めます。

5 運動基盤強化の取り組み

5-2 赤十字ボランティア

事業を取り巻く環境

- 国民の6割が有するボランティア活動への参加意欲
- 多様なボランティア団体の増加・台頭・活発化
- 高齢化が進む地域社会におけるボランティア活動ニーズの高まり
- これからの地域社会に必要な多様性のあるボランティアが活躍できる場・環境の整備の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による、接触型のボランティア活動の制限

長期ビジョン

運動基盤強化戦略2

奉仕団等ボランティア主体の活動の拡充

令和2-4年度中期事業計画の主な目標

- ・ ボランティアが中心となって活動できる体制の構築
- ・ ボランティアの活躍の場の拡大

令和3年度事業計画 (主な取り組み・施策)

- (1) 支部指導講師によるボランティア支援や研修実施のための体制強化
- (2) 赤十字ボランティア研修の継続的な実施
- (3) 他団体や他国のボランティアとの連携強化



5 運動基盤強化の取り組み

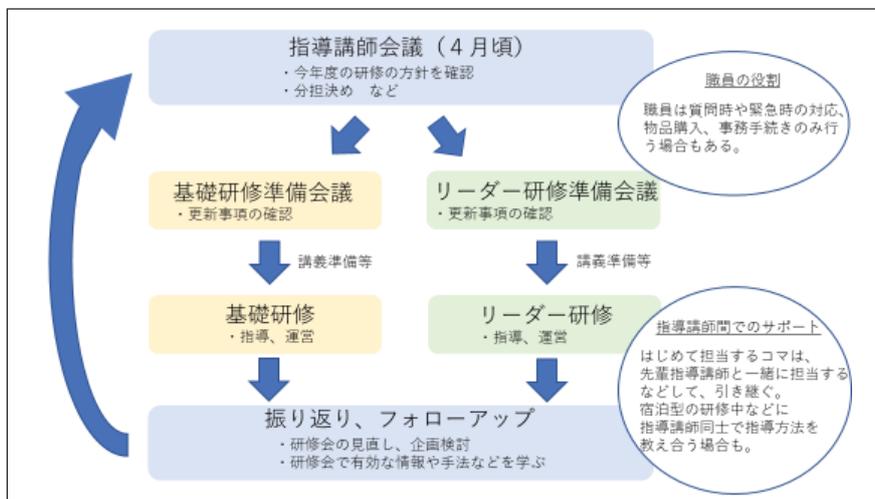
(1) 支部指導講師によるボランティア支援や研修実施のための体制強化

背景・目的

国が進める「地域共生社会」を実現するためには、地域住民それぞれが役割を持つことが求められています。そのような中で地域に根差した赤十字奉仕団の存在意義は大きく、ボランティアによる主体的な活動が求められています。

各支部では、経験豊富なボランティアを「支部指導講師^{*}」として委嘱し、ボランティア関連研修会の企画・運営や日々の奉仕団活動の助言等を行っています。ボランティア主体の活動を推進するため、この支部指導講師等ボランティア・リーダーの活動の場を広げ、ボランティア活動の調整やボランティア向け研修会の実施等、ボランティアが主体となった活動を支援する体制の構築が必要です。

【支部指導講師のボランティア向け研修への関わりのイメージ】



実施内容・目標

令和3年度は、支部指導講師の機能を強化するため、令和2年度に把握した各支部での支部指導講師による研修の実施事例を全支部と共有し、支部指導講師を中心とした研修運営体制の構築を進めます。また、活動に対する指導事例も共有し、日々の奉仕団活動の助言等を行う体制の構築も併せて進めることを検討しています。

【支部指導講師委嘱状況】

(令和2年3月31日現在)

支部指導講師委嘱者数	288名
------------	------

【支部指導講師の活動状況（令和元年度）】

活動内容	活動実績人数（延べ）
研修会の企画・立案	179名
研修会の運営スタッフ	208名
研修会の講師	286名
奉仕団の日常活動の助言	183名

^{*} 赤十字ボランティアとして豊富な経験を有している方や、指導的な立場にあった方の中から委嘱し、赤十字奉仕団等のボランティア活動への指導、助言、赤十字に対する理解や知識を深めるためのボランティア養成研修の企画・運営等を行う。

5 運動基盤強化の取り組み

(2) 赤十字ボランティア研修の継続的な実施

背景・目的

様々な地域課題に対して、赤十字ボランティア活動を行っていくには、多くの人々に赤十字の人道的な価値観が理解され、共有され、共感されることが必要不可欠です。そのためには赤十字奉仕団等ボランティアが、活動に必要な知識や技術を身に着けるための研修を、継続的に実施していく必要があります。各種研修をボランティアが主体的に企画・運営できるように研修体系を整理するため、平成30年度に全国のボランティアの協力のもと研修の意義や目的の明確化、必須項目の整理を行い、「赤十字ボランティア



団種の区分を越え、赤十字ボランティアについて共に学ぶ参加者
(本社主催リーダー研修)

養成研修ガイドブック」としてまとめました。令和2年度には、同ガイドブックにまとめた研修の意義や目的について理解を深めるために、オンラインで勉強会を開催しました。

今後は赤十字らしい活動として、「非暴力と平和の文化の促進」や「社会的包摂（統合）^{1*}」への取り組みが求められています。

【赤十字ボランティア養成研修の目的】

	各都道府県支部主催		本社主催
	ボランティア基礎研修	ボランティア・リーダーシップ研修	リーダー研修
目的	赤十字及び赤十字運動を理解するとともに、赤十字への共感的理解を抱く。 赤十字ボランティアとして活動するために必要な知識・技術を身につける。	赤十字運動の推進役としての意志を強める。 赤十字運動に必要なリーダーシップを理解し、リーダーとしての資質を向上させる。	赤十字の理念を深く理解し、各都道府県における赤十字運動のリーダーとしての資質をさらに向上させる。
対象者	赤十字ボランティアに新しく登録した方、または登録を希望する方	ボランティア基礎研修を修了した方で、新たにリーダー的立場になったボランティア	現在リーダーとして活動し、ボランティア・リーダーシップ研修を終了しているボランティア
R元年度 受講者数	30,977	2,290	52

※ 社会的に弱い立場にある人々を含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に生きていくこと。

5 運動基盤強化の取り組み

実施内容・目標

令和2年度に行った検討会において、各支部が行うボランティア基礎研修やボランティア・リーダーシップ研修により、赤十字ボランティアが「赤十字運動の担い手である」という自覚を持ち、赤十字活動の推進に必要な知識や技術の向上を図ることが大切であると確認されました。

今後、「赤十字ボランティア養成研修ガイドブック」に沿った研修実施を推進するため、実施体制や研修実施に有益な情報を支部間で共有するとともに、赤十字奉仕団等ボランティアへの研修参加を促します。

また、「非暴力や平和の文化の促進」や「社会的包摂」への取り組みを実践するために、国際赤十字が開発した研修プログラム「赤十字7原則セミナー（YABC研修）」を開催し、主にユースメンバーを対象に、赤十字7原則やその実践に対する理解を深めます。

(3) 他団体や他国のボランティアとの連携強化

背景・目的

少子高齢社会において、ボランティアの高齢化が急速に進む中、赤十字のボランティア活動を推進するためには、若年層を含めた多様なボランティアの活躍の場を広げることが求められています。

実施内容・目標

令和3年度は、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)や社会福祉協議会などの他団体との連携や協働を進め、赤十字ボランティアの活動範囲や活動内容を広げます。

また、ユースメンバーの活動を促進するために、他国のユースボランティアとの連携、国際赤十字・赤新月社連盟総会や東アジアユースネットワークなどの国際会議、連盟・姉妹社が主催する研修会等への派遣を積極的に行います。

さらに、ユース委員会や青年赤十字奉仕団全国協議会を中心とした青年赤十字奉仕団活動への指導、助言を実施します。

パートナーシップ大学との連携も継続し、赤十字講座の実施やボランティア情報の提供を行い、赤十字ボランティアへの参加を促します。



連盟の国際ボランティアデーのオンラインイベントで活動発表を行う青年赤十字奉仕団員（石川県）

6 社会福祉事業

事業を取り巻く環境

- 超少子高齢社会の進展に伴う社会福祉ニーズの増加及び多様化
- 慢性的な福祉人材の不足
- 国が構築を進める地域包括ケアシステムの進展
- 新型コロナウイルスのまん延に伴う社会環境の変化

長期ビジョン	令和2-4年度中期事業計画の主な目標	令和3年度事業計画 (主な取り組み・施策)
<p>事業戦略2-①</p> <p>医療・福祉・介護分野等における地域社会への貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設の経営基盤の強化 ・ 適切な人材確保を達成するための情報収集及び研究等を踏まえた新たな人材確保対策の立案 ・ 教育環境の充実を目的とした介護や保育に関わる施設職員に対する研修体制の構築 ・ 奉仕団等ボランティアの活動範囲の検討 ・ 地域の社会福祉ニーズの再確認及び地域貢献活動の方向性の明確化 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉施設の経営改善 (2) 人材確保・研修体制の構築 (3) ボランティアの活動範囲の拡大 (4) 地域貢献活動の強化 (5) 新型コロナウイルス等感染症への対応

令和3年度における運営計画 (各種社会福祉施設における入所見込延べ人数)

【児童福祉施設】(15施設)

- ・ 乳児院 (8施設) : 73,784人
- ・ 保育所 (3施設) : 128,057人
- ・ 児童養護施設 (1施設) : 13,870人
- ・ 医療型障害児入所施設 (3施設) : 95,204人

【高齢者福祉施設】(8施設)

- ・ 特別養護老人ホーム : 275,938人
(軽費老人ホームを含む)

【障害者福祉施設】(1施設)

- ・ 障害者支援施設 : 18,250人

【複合型施設】(1施設)

- ・ 特別養護老人ホーム : 39,026人
- ・ 認知症高齢者グループホーム : 6,439人
- ・ 障害者支援施設 : 3,577人
- ・ 介護老人保健施設 : 33,763人

6 社会福祉事業

(1) 社会福祉施設の経営改善

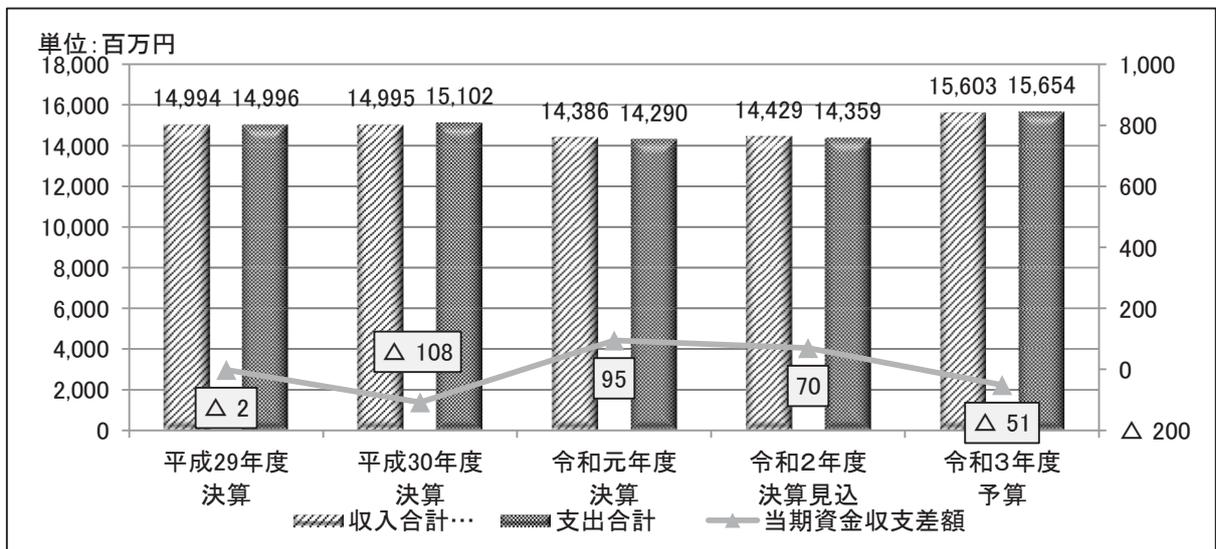
背景・目的

超少子高齢社会の進展に加え、新型コロナウイルスがまん延する社会環境において、社会福祉施設の安全・安心な運営と安定的な経営を維持するためには、福祉サービスの向上及び経営課題の的確な把握に基づく改善を図る必要があります。

実施内容・目標

各施設の更なる安全・安心な運営と経営基盤の強化を図るため、経営分析及び課題改善に関する研修会による施設職員の経営管理意識の向上や、専門研修の受講促進等による教育環境の充実に継続して取り組みます。

【経営状況の推移（当期収入及び支出）】



(2) 人材確保・研修体制の構築

背景・目的

慢性的に福祉人材が不足する社会環境において、介護需要の増加及び子育て世代への支援など多様化する社会福祉ニーズへの対応に加え、新型コロナウイルス等感染症の対応強化も求められるなど、社会福祉施設の運営を取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後も充実した福祉サービスを提供していくためには、多様化する社会福祉ニーズに適時的確に対応するとともに、福祉サービスの安全性と質を向上させ、利用者からも福祉の仕事を目指す人からも選ばれる施設となる必要があります。



児童発達支援センターで音楽療法の実習に取り組む大学生（徳島県）

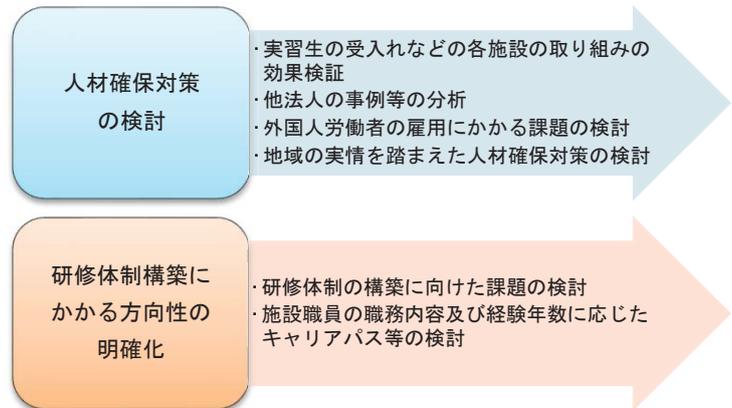
6 社会福祉事業

実施内容・目標

各施設における既存の人材確保にかかる取り組みの効果の検証や、他法人の事例の分析など地域実情を踏まえた人材確保対策を検討します。

また、スキルアップを目指す施設職員にとって充実した研修体制となるよう、職務内容や経験年数に応じたキャリアパスやキャリアラダーの策定など、取り組みの方向性の明確化を図ります。

【活動目標及び取り組み内容】



(3) ボランティアの活動範囲の拡大

背景・目的

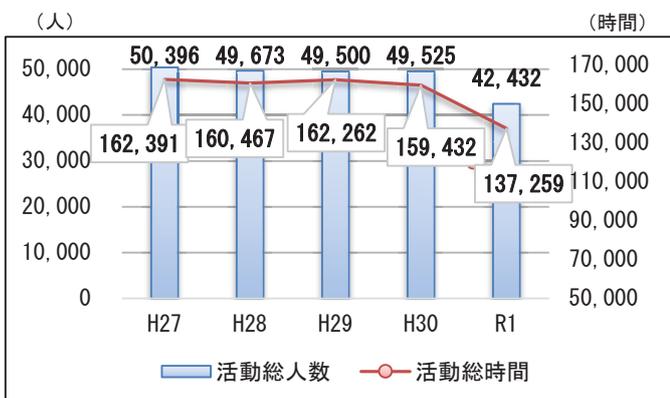
日本赤十字社の社会福祉施設の運営においては、多くの赤十字奉仕団やボランティアが利用者の生活面のサポートのみならず、特技を生かしたレクリエーション活動等を実施するなど、豊かな生活を支えています。

昨今の慢性的に福祉人材が不足する社会環境において、福祉サービスの安全性と質を向上していくためには、ボランティアの事業運営への更なる参画を促進することにより、介護や保育に従事する施設職員の専門性を最大限に発揮できる体制を整える必要があります。

実施内容・目標

施設職員が専門性を最大限に発揮できる体制の構築や、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から制限されているボランティア活動の方向性の明確化に向けて、これまで職員に限定されてきた業務の一部をボランティアが担ううえでの安全管理等における課題を検証します。

【社会福祉施設におけるボランティアの活動総人数及び活動総時間の推移】



視覚障害者向けの体操教室にて参加者を補助するボランティア (神奈川県)

6 社会福祉事業

(4) 地域貢献活動の強化

背景・目的

日本赤十字社の社会福祉施設は、支部・施設及びボランティア等が連携して赤十字の特色ある地域貢献活動を推進しています。一方で、国が構築を進める地域包括ケアシステムにおける社会福祉施設は、地域の福祉拠点としての更なる機能強化を求められています。

実施内容・目標

各施設における既存の地域貢献活動の評価や、他法人の取り組み事例の調査等により地域の社会福祉ニーズを改めて確認するとともに、感染症予防を徹底した新たな活動の検討を行うなど、今後の取り組みの方向性の明確化を図ります。



地域の親子を対象として実施された料理教室（長野県）



介護情報を掲載した情報誌を施設の近隣マンション等に配布（東京都）

(5) 新型コロナウイルス等感染症への対応

背景・目的

新型コロナウイルス等感染症のまん延下において、施設利用者のいのちと健康を守り、多様化する福祉サービスを適時的確に提供していくためには、施設職員が高い意識を持って感染予防に努めるとともに、各施設が正しい知識及び情報に基づく予防策に取り組む必要があります。

実施内容・目標

新型コロナウイルスの感染予防にかかる全社的な情報共有及び必要に応じた感染防護資材の調達などの取り組みや、感染管理の専門家による助言等を踏まえた衛生管理の徹底など、施設利用者にとって安心かつ安全な福祉サービスの提供を行う体制の更なる強化を図ります。

また、所管行政等と調整のうえ、感染症まん延下における施設の事業継続の方向性を検討していきます。

事業を取り巻く環境

- 医療と介護の総合的な確保に向けた一体的な改革
- 地域医療構想における各医療機関の役割の明確化
- 少子高齢化と人口減少に伴う医療人材の減少
- 診療報酬改定（医療従事者の負担軽減、医療機能の分化・強化、地域包括ケアシステムの推進）
- 自然災害の多発と多様化
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「新しい生活様式」の定着など社会構造の変化

長期ビジョン

令和2-4年度中期事業計画の主な目標

令和3年度事業計画
(主な取り組み・施策)

事業戦略2-②

日本最大級の
病院グループ
としての質の
高い医療サー
ビスの提供

- ・ 地域医療構想への対応の実施
- ・ 地域包括ケアシステムの中で必要とされる人材の育成
- ・ 災害発生直後であっても、最低限必要な医療活動を継続し、早期に機能を復旧できる体制の整備
- ・ 感染管理体制の強化
- ・ 医療の質向上、チーム医療の推進、医療安全の推進
- ・ 個別病院の購買力強化と共同購入による費用削減
- ・ 病院経営に精通した幹部職員と事務職員の育成

- (1) 地域医療に貢献できる病院運営の推進
- (2) 質の高い安全な医療の提供及び医療サービスの質の向上
- (3) 経営の安定化
- (4) グループ組織基盤・連携の強化

令和3年度における経営健全化の目標

○令和3年度予算における経常収支目標の達成

指標：経常収支 △21,458,597,000円*

新入院患者数 799,382人

修正給与費等負荷率 84.6%

※新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金の交付を見込んでいない金額であること。

7 医療事業

(1) 地域医療に貢献できる病院運営の推進

ア ウィズコロナ時代に適合するための病院の環境整備

背景・目的

目下の新型コロナウイルス感染症まん延下では、赤十字医療施設は同感染症患者を積極的に受け入れることが期待される一方、日常的に地域で必要とされている医療を安定して提供し続けることも期待されており、これらを両立させることは地域の公的医療機関としての重要な役割です。

新型コロナウイルス感染症まん延下でも患者が安心して受診することができ、また、医療従事者が安全に診療を行うことができる環境を整備することは、ウィズコロナ時代における地域医療の維持において重要です。

実施内容・目標

医療施設における“オンライン化”を進めます。診療や予約、面会、地域の医療機関とのカンファレンス等にITやICTを活用することで接触に伴う感染リスクを低減し、効率的な診療体制の実現を目指します。また、PCR検査機器等を整備し、施設内で迅速に検査を実施できる体制の強化を行います。

今後起こりうる再流行への備えとしては、共同購入のノウハウを活かして感染対策資機材の備蓄と安定供給のスキームを確立することで、変化に的確に対応しながら安心・安全な医療の提供に努めます。

イ 地域医療構想への対応

背景・目的

人口減少と少子高齢化の進展に伴う医療需要の変化に、限られた医療資源で対応していくため、各都道府県では「地域医療構想」の実現に向けた議論が行われています。

公立・公的医療機関は、地域において最適な医療を提供できるよう、議論に積極的に参画していく必要があります。

実施内容・目標

令和元年9月に厚生労働省から役割の再検証を要請された赤十字医療施設に対しては、各構想区域での地域医療構想調整会議での議論等を踏まえ、診療連携、機能転換、ダウンサイジング（病床削減）、再編統合の4つのカテゴリの中で対応を引き続き行っていきます。

また、今後は地域における役割の一つとして新型コロナウイルスをはじめとした新興感染症への対応も考慮しながら、議論に積極的に参画していきます。

【令和3年度に予定される主な機能転換】

施設名	内容
小清水赤十字病院（北海道）	療養病床を返還して介護医療院を開設
伊豆赤十字病院（静岡県）	介護老人保健施設を廃止して介護医療院を開設

7 医療事業

ウ 地域包括ケアシステム実現に向けた取り組み

背景・目的

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」構築の実現に向けた様々な取り組みが実施されています。

実現のためには、医療と介護の連携と在宅医療の充実が必要不可欠であり、病院だけでなく在宅を含めた地域の幅広い場で活動できる人材の育成が求められています。

実施内容・目標

地域包括ケアシステムに対応できる人材を育成していきます。

特定行為^{*}研修を開催し、入院期間だけではなく退院後の在宅療養を支えることができる看護師を育成します。赤十字医療施設で受講可能な研修分野の充実を図り、赤十字の看護師が地域において幅広く活躍できる環境づくりに努めます。



訪問看護師（特定行為研修修了者）がインスリンの調整について説明している場面（東京都）

【地域包括ケアシステムに対応できる人材育成の目標】

項目	令和2年度（実績）	令和3年度（目標）
特定行為研修実施施設数	35 施設	39 施設
特定行為研修修了者（平成29年度からの累計）	92 名	95 名

エ 災害に強い病院（組織体制）づくり

背景・目的

国内で様々な自然災害が頻発する中で、BCP（事業継続計画）の必要性が強く認識されるようになりました。とりわけ公共機関や社会インフラにおけるBCP策定の取り組みは、地域住民の生命を守る上で重要とされています。地域の公的医療機関である赤十字病院は、災害発生時でも診療機能の低下を最小限に止め、早期に復旧し、地域の方々に医療を提供し続けるという責務を有しています。

実施内容・目標

災害拠点病院では、BCPの策定が指定要件とされていますが、指定されていない病院についても策定を推進し、全医療施設での策定を目指します。

BCPに関する研修会を開催し、施設間でノウハウを共有する機会を設けるなど、グループメリットを活かしてBCPの整備を推進します。また、策定したBCPが発災時に有効に機能することを検証するために、各施設におけるBCPに基づく訓練や研修の実施を促していきます。

^{*} 医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により行うことができる診療行為。特定行為研修を修了した看護師が行うことができる。

7 医療事業

(2) 質の高い安全な医療の提供及び医療サービスの質の向上

ア 感染管理体制の強化

背景・目的

医療機関において新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生した場合、診療の停止や縮小を余儀なくされ、地域医療に甚大な影響が及びます。クラスターの発生を想定し、どのような状況でも安全な診療を継続できる体制づくりに、感染管理部門だけでなく医療施設全体として取り組むことが重要です。

実施内容・目標

令和3年度は、各施設の感染管理体制が、平時・災害発生時に関わらず機能できるものであるかの検証プロセスや、職員の標準予防策、個人防護具の適切な使用、監視やゾーニング（各種条件別の区域分け）等基本的な感染対策を、赤十字病院グループ全体で共有できる仕組みを構築します。

また、災害発生時用の感染管理マニュアルやパンデミック（世界的流行）時用のBCP等の策定・見直しのほか、手順書を作成し、グループ内での活用を促進します。

イ 医療の質向上とチーム医療の推進

背景・目的

常に質の高い医療を提供するためには、客観的な基準を用いて医療を評価することが重要です。

また、質が確保され、患者が満足できる医療を提供する上で、チーム医療の推進は不可欠であり、医療の質や安全の維持・向上を図るためには、チーム医療の実践が適切に評価される必要があります。

実施内容・目標

医療の質向上活動を担う中核人員の育成を通して、医療の質向上のための体制を整備します。DPC分析システムを用いた医療の質の評価を各施設で実践できるよう、医療の質の評価・改善への取り組みを総合的にマネジメントする体制を整備し、臨床指標を活用した自主的な医療の質の改善活動の推進に取り組めます。

また、令和2年度に改訂した「チーム医療の推進に関するガイドライン」に基づき、多職種連携・協働を推進します。



日本赤十字社
「チーム医療の推進に関するガイドライン」
(令和2年6月改訂)

ウ 組織で取り組む医療安全

背景・目的

医療安全は、個人の努力や気付きに依存するのではなく、組織横断的に、多職種で取り組むことが重要です。医療事故防止に向けた体制強化と人材育成を推進し、事故発生後においても適切な対応が取れる組織を目指します。

7 医療事業

実施内容・目標

医療安全に関する情報を提供するだけでなく、各施設で正しく実践・評価が行うことが出来るように、担当者会議や研修会を通して共通理解を促します。医療施設の安全対策推進においてリーダー的役割を担うことが出来る人材を多職種から育成します。

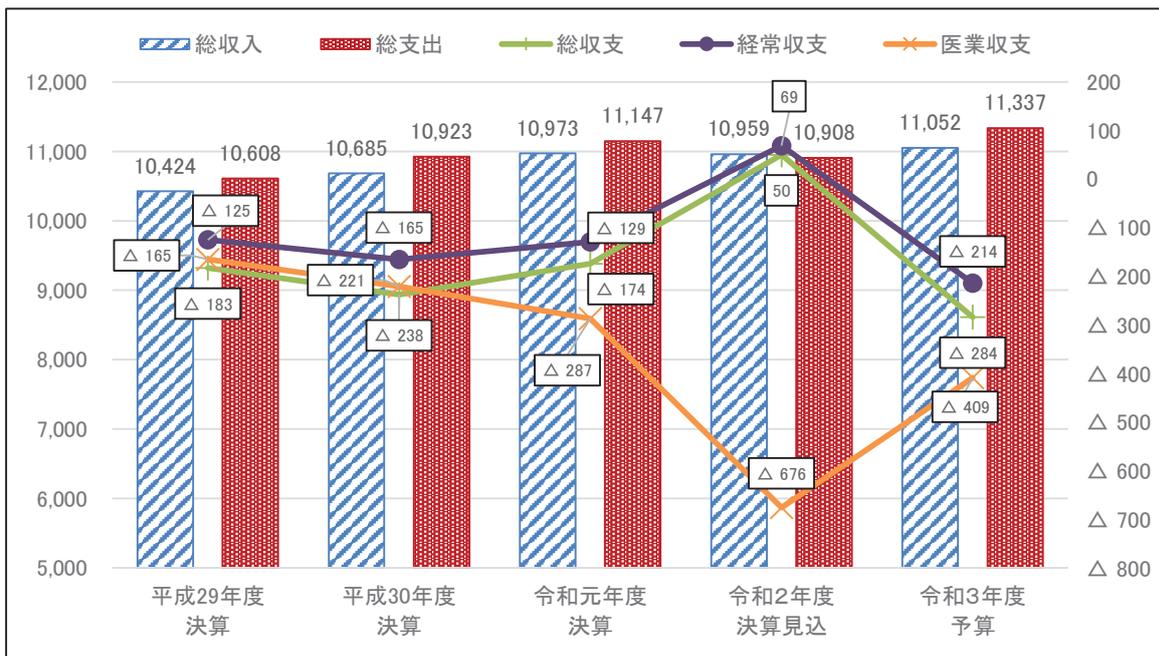
(3) 経営の安定化

背景・目的

平成 26 年度から続く総収支赤字の影響で自己資本比率の低下が続いており、抜本的な改善に向けた取り組みが急務になっています。

新型コロナウイルス感染症に対応した病床確保や患者の受診抑制等による収入の減少傾向は令和 3 年度においても続くことが予測され、病院の経営環境はより厳しさを増していきます。このため、同感染症にかかる補助金交付を引き続き求めていくとともに、経営の効率化を進めるべく新たな運営体制の検討を開始します。

【経営状況の推移（当期収入及び支出）】



平成 29 年度決算	平成 30 年度決算	令和元年度決算	令和 2 年度決算見込	令和 3 年度予算
黒字：30 施設 赤字：60 施設	黒字：24 施設 赤字：66 施設	黒字：50 施設 赤字：39 施設	黒字：51 施設 赤字：38 施設	黒字：24 施設 赤字：65 施設
	診療報酬改定率 全体 Δ1.19% 本体 +0.55% 薬価等 Δ1.74%		診療報酬改定率 全体 Δ0.46% 本体 +0.55% 薬価等 Δ1.01%	

※各黒字・赤字施設数は総収支より算出していること。

※令和 3 年度予算には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金の交付を見込んでいないこと。

7 医療事業

実施内容・目標

ア 重要業績評価指標に基づくモニタリングと必要な経営支援の実施

医療施設特別会計全体で年度予算の達成を目指し、KGI（経常収支）とKPI（新入院患者数、修正給与費等負荷率）に基づいて月ごとの予算管理を行い、予算との乖離が認められる場合には内部環境の把握や経営改善の支援を行います。

支援にあたっては従来のKPIに加え、施設と本部間の積極的なコミュニケーションにより、施設毎の課題に合わせた指標として「Sub KPI」を設定し改善に向けたPDCAサイクルを構築することで、より施設の実態に即した経営改善を目指します。

【重要業績評価指標のイメージ】

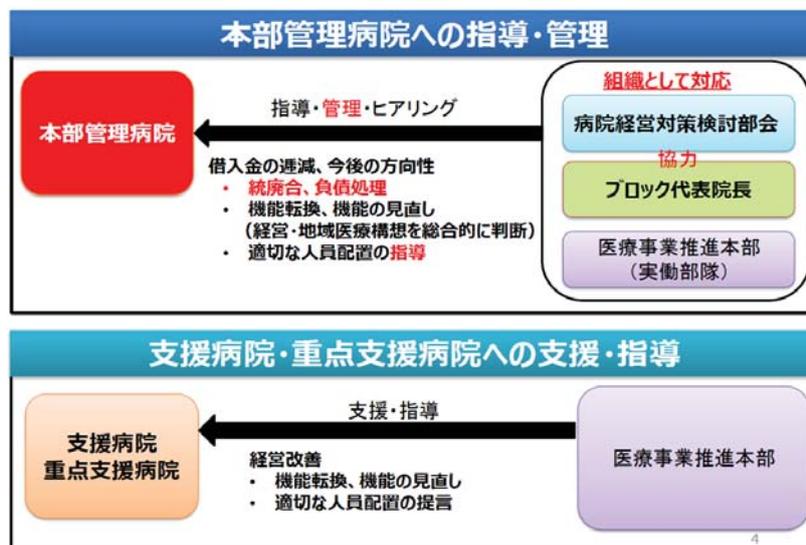


イ 本部管理病院及び支援病院、重点支援病院の指定と対応

支援病院等については、業務キャッシュフローの黒字化に向けて経営改善に取り組みます。経営課題の分析に基づき、病床機能の再検討を含めた事業計画や経営戦略の見直しを行い、経営健全化計画に基づく支援及び進捗管理を行います。また、人員配置や設備投資を適正に管理できるよう支援・指導を行います。

令和2年度から、前年度比で借入金残高の増加額が大きく特に経営改善が必要な赤十字医療施設を「本部管理病院」として指定し、病院経営対策検討部会において、同院が所在するブロックの代表院長の協力を得ながら、借入金の逡減策の策定、今後の方向性についての検討等を行っています。令和3年度においても、実効性のある経営改善にスピード感をもって取り組んでいきます。

【本部管理病院及び支援病院、重点支援病院への対応スキーム】



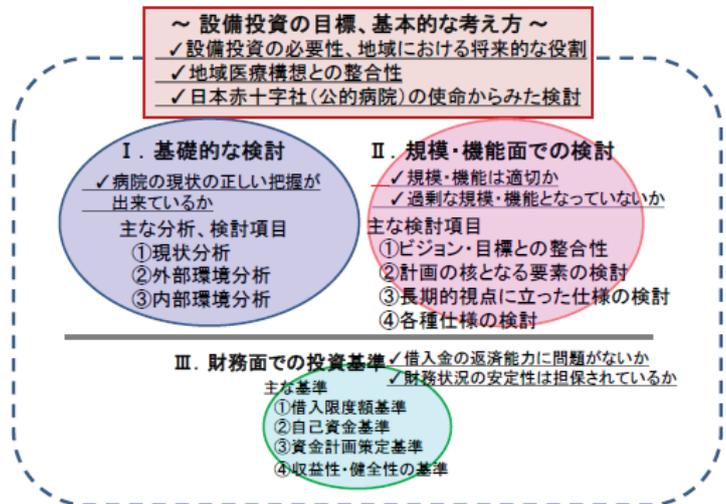
7 医療事業

ウ 設備投資判断基準に準拠した健全かつ魅力ある設備投資の推進

設備投資を適正かつ計画的に行うことを目的として『設備投資判断基準』を策定し、運用を開始しました。「基礎的な検討」、「規模・機能面での検討」「財務面での投資基準」、の3つの視点を軸に多面的に評価・分析することで設備投資額の適正化を図り、グループ全体としての財務の健全化と自己資本比率の改善に繋がります。

令和3年度は、本基準の基本的な考え方をもとに、更なる設備投資額の適正化に向けた施策に取り組んでいきます。

【設備投資判断基準の構成イメージ】



エ 購買力の強化

背景・目的

赤十字病院グループでは、これまでも医療材料や医薬品の購入にあたり、グループメリットを活かした費用の削減に取り組んできました。年々増加している材料費の伸びを抑えるために、グループ全体における購買力強化の一層の取り組みが必要です。

実施内容・目標

本部及びブロック単位で研修を実施し、施設の経営に資する購買業務を実践できる担当者を養成します。グループ共同購入においては、医療材料、医薬品及び医療機器の共同購入と国立病院機構が実施する大型医療機器共同入札への参加を促進します。個々の病院の購買力強化と共同購入の推進により、グループ全体の経営改善への貢献を目指します。

【共同購入の達成目標】

項目	令和2年度(実績)	令和3年度(目標)
医療材料・医薬品ベンチマークの参加施設数	86 施設	88 施設
医療機器ベンチマークの参加施設数	84 施設	88 施設

(4) グループ組織基盤・連携の強化

ア グループ経営の検討

背景・目的

医療事業推進本部の設置から5年が経過しました。この間、新型コロナウイルス感染症のまん延、地域医療構想、働き方改革関連法の成立など、赤十字病院グループを取り巻く環境は大きく変化して

7 医療事業

きました。

変化に対応しつつ、地域で最適な医療を提供し赤十字の使命を果たしていくため、グループの将来構想についてあらためて検討する時期に差し掛かっています。

実施内容・目標

グループ経営という新たな概念を取り入れ、そのためのガバナンスのあり方、グループファイナンスの段階的な導入、グループ内事務部門の効率化などの検討を進めます。

イ 医師派遣のための連携強化及び協力体制の構築

背景・目的

医師が慢性的に不足している地域において医療を提供することは、赤十字病院グループ等地域の公的医療機関に期待される役割と言えます。

実施内容・目標

令和3年度は、赤十字病院グループ内の人的資源を有効に活用することで、医師確保が困難な病院に対して安定的な医師派遣の継続に努めます。

ウ 赤十字病院グループ職員の人材育成

背景・目的

グループとして安定した経営を実現するためには、各医療施設においてリーダーシップを発揮し経営を主導できる幹部職員と、経営に貢献できる事務職員の育成が必要です。

実施内容・目標

病院経営に精通した幹部職員を育成するため、施設長や事務部長等を対象とした研修会を実施します。また、事務職員の育成においては、「日本赤十字社医療施設事務職員キャリアアップガイドライン」の浸透と人材育成総合管理システムの活用を促進していきます。

また、オンライン形式での研修やeラーニングの充実を図り、施設にいながらでも質の高い研修を受けられる体制を整備していきます。

エ 医療経営データの集約と活用

背景・目的

赤十字病院グループでは医業事業に関する膨大な情報を保有しており、各種分析ツールを用いてこれらを正しく分析し、根拠に基づいた経営判断を効率的に行うことが求められています。

実施内容・目標

令和3年度は、各赤十字医療施設が保有する医事、会計、財務等の情報を集約し経営改善に活かすために、分析ツールの性能の向上と活用の促進に努めます。

事業を取り巻く環境

- 自然災害の頻発化・激甚化・広域化による災害救護スタッフのニーズの増大
- 超高齢社会のもとでの医療、看護、介護ニーズの増大
- 少子化による就労人口の減少
- 医療制度改革、医療提供体制の変化

長期ビジョン

事業戦略2-②

日本最大級の
病院グループ
としての質の
高い医療サー
ビスの提供

令和2-4年度中期事業計画の主な目標

- ・ 看護師の継続教育システムにおける各分野の認定者割合の増加
- ・ 赤十字施設及び同じ地域で働く看護職等を対象に、広く学習の機会を提供するしくみの構築
- ・ 幹部看護師研修センターで行う看護管理者研修等の定員に対する受講者数の割合の増加・維持、また、他職種を含む聴講者数の増加

令和3年度事業計画
(主な取り組み・施策)

- (1) 赤十字施設の看護師キャリア開発ラダーの推進
- (2) 赤十字施設及び同じ地域で働く看護職等に広く学習機会を提供
- (3) 幹部看護師研修センターで行う各赤十字看護管理者研修等の推進

令和3年度における看護師等の養成計画

- ・ 看護師養成数：1,235人（看護専門学校（12校）：480人、看護大学（6校7学部）※：755人）
- ・ 助産師養成数：88人（助産師学校（1校）：40人、日本赤十字広島看護大学：10人、日本赤十字看護大学大学院：15人、日本赤十字北海道看護大学大学院：6人、日本赤十字秋田看護大学大学院：7人、日本赤十字九州国際看護大学大学院：10人）
- ・ 保健師養成数：149人（看護大学（6校7学部））
- ・ 介護福祉士養成数：30人（短期大学（1校））

※ 学校法人 日本赤十字学園 運営

8 看護師等の養成

(1) 赤十字施設の看護師キャリア開発ラダーの推進

背景・目的

日本赤十字社の看護師養成事業は、130年にわたり継続されています。赤十字の理念を実践できる看護師は、これからの超少子高齢社会においても地域の災害対応や保健、医療、福祉等の分野で重要な役割を担うことができる存在であり、社会からの期待も大きくなっています。赤十字施設では「キャリア開発ラダー」を指標とし、赤十字の理念を基盤とした高い看護実践力を備えた質の高い看護師の育成を計画的に実施しています。

実施内容・目標

令和3年度は、日本赤十字社の看護師の継続教育システムである「キャリア開発ラダー」の各分野（実践者・管理者・教員・国際）の認定制度を継続して運用します。また、赤十字施設での円滑な運用のために、各施設に推進担当者を配置し、認定者の増加を図るとともに、各ブロック、全国単位での連携を継続し、取り組みの推進、方策の共有に努めます。

【看護師キャリア開発ラダーの認定者数の割合】

項目	令和2年度（実績）	令和3年度（目標）
赤十字施設の看護師キャリア開発ラダー（実践者、管理者、教員、国際）の認定者数の割合	68.3%	65%以上

※「赤十字施設の看護実践能力向上のためのキャリア開発ラダー」において、看護実践能力の目標・指標等を示し、その他に看護管理、国際活動、看護教育に関するラダーを構築している。

(2) 赤十字施設及び同じ地域で働く看護職等に広く学習機会を提供

背景・目的

赤十字の看護教育施設での看護師養成数は、全国の約2.5%を占めており、我が国の災害救護や地域医療を維持する上で重要な役割を果たすと同時に、地域に根差した教育機関として、市民向けのセミナーや公開講座の開催など、地域社会との連携を積極的に推進しています。

今後も、赤十字病院スタッフのみならず、同じ地域で働く看護師や一般の方々にも広く門戸を開き、地域の「学びの拠点」として保健、医療・福祉等の発展に積極的に貢献するため、広く学習の機会を提供します。



卒業式（長野赤十字看護専門学校）

8 看護師等の養成

実施内容・目標

赤十字の看護教育施設であることを活かし、赤十字施設及び同じ地域で働く看護職、介護職等の専門職や一般の方々を対象にしたリカレント教育として広く学習の機会を提供します。

学校法人日本赤十字学園が設置する看護大学においては、看護職、介護職等の専門職を対象としたセミナーや健康増進、防災等に関する公開講座・シンポジウム等を実施します。



公開講座（日本赤十字看護大学）

（3）幹部看護師研修センターで行う各赤十字看護管理者研修等の推進

背景・目的

1907（明治40）年に開始された赤十字看護管理者の教育は、時代に合わせて変遷してきましたが、一貫しているのは、赤十字看護を伝承していくことはもとより赤十字事業を推進していくことのできる赤十字看護管理者の育成です。日本看護協会認定看護管理者制度が1998（平成10）年に発足すると、全国に看護管理者の教育機関が設置されるようになり、幹部看護師研修センターの受講者数は減少傾向にあります。赤十字看護専門学校が少なくなる中、同センターの管理者研修を受講した赤十字看護管理者はますます重要になっています。

実施内容・目標

コロナ禍の影響で令和2年度からWEB会議システムを使ったオンライン研修を開始しました。集合型と比較して研修効果にどのような差があるかについては引き続き検証が必要ですが、現状においては最も安全な研修形態であり、遠隔地からも受講しやすくなることで受講者数の増加も期待されます。日本看護協会の認定看護管理者教育に関する指針を踏まえながら、令和3年度もオンライン研修を継続し、引き続き質の維持・向上に努めていきます。

8 看護師等の養成

【赤十字看護管理者研修定員充足率*目標】

達成目標	令和2年度（実績）	令和3年度（目標）
各赤十字看護管理者研修定員充足率	研修Ⅰ 72% 研修Ⅱ 46% 研修Ⅲ 130%	研修Ⅰ 80%以上 研修Ⅱ 60%以上 研修Ⅲ 100%

※各研修の定員に対する受講者数の割合



看護学生によるキャンドルサービス（長岡赤十字看護専門学校）

事業を取り巻く環境

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「新しい生活様式」の定着など社会構造の変化
- 免疫グロブリン製剤を中心とした血漿分画製剤の需要増加に伴う必要血液量の増加
- 少子高齢化の進行に伴う若年層献血者の減少
- 血液製剤の安全性向上へのさらなる期待
- 血液事業で培った技術や保有する知見等の活用を通じた医療現場に対する貢献への期待

長期ビジョン	令和2-4年度中期事業計画の主な目標	令和3年度事業計画 (主な取り組み・施策)
<p>事業戦略2-③ 世界最高レベルの血液事業を通じた医療・健康増進への貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献血者が献血の意義と社会への貢献を実感できる広報の展開 ・ 効果的に献血協力依頼を行う仕組みの確立 ・ 輸送体制の合理化と利活用 ・ 血液製剤の安全性と品質の向上 ・ 造血幹細胞事業の推進 ・ 各国の血液事業の発展への貢献 ・ バイオリソース・ビッグデータの活用を通じた国民の健康増進への貢献 ・ 事業で培った技術等を活かした医療の発展への寄与 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルスの感染拡大下における必要血液量の安定確保 (2) 新型コロナウイルス感染症治療への協力 (3) 事業環境の変化を踏まえた事業運営体制の検討 (4) 供給部門における体制・業務の見直し (5) 血液製剤の安全対策の実施 (6) 造血幹細胞事業の推進 (7) 国際協力・海外交流の実施 (8) 新たな事業の展開 (9) 事業の効率的運営の推進

令和3年度における採血・供給等の計画

- ・ 必要血液量：221.9万L
(血漿分画製剤用の確保血液量：122.3万L、輸血用血液製剤用の確保血液量：99.6万L)
- ・ 国内製薬企業への血漿分画製剤用原料血漿の配分量：123.5万L (在庫調整分1.2万L含む。)
- ・ 輸血用血液製剤の供給計画：1,727万本
- ・ 必要献血者数：499万人

9 血液事業

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大下における必要血液量の安定確保

背景・目的

新型コロナウイルスの感染拡大以降、企業における在宅勤務や学校におけるオンライン授業など、「新しい生活様式」が社会に定着し、献血を取り巻く環境も変化しています。こうしたなかでも、医療機関に対して血液製剤を安定的に供給するため、医療需要に基づく必要血液量を過不足なく確保することが必要です。特に近年は、輸血用血液製剤の需要は漸減傾向にある一方、血液中の血漿を原料とする医薬品である血漿分画製剤は、免疫グロブリン製剤を中心に需要が増加しており、原料となる血漿の必要量も増加傾向にあります。それに伴い、献血により確保すべき血液の必要量も増加していることから、400mL 献血、成分献血を中心として、必要血液量を安定的かつ効率的に確保することが必要となります。

実施内容・目標

令和3年度は、血液製剤（輸血用血液製剤と血漿分画製剤）の原料となる血液の必要量（221.9万L）を確保するため、「献血つながりプロジェクト『みんなの献血』」を展開し、若年層を中心とした献血の普及啓発に努めるほか、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」を活用した献血予約や複数回献血の推進により、400mL 献血で326万人、成分献血で164万人、200mL 献血で9万人、合計499万人（延べ人数）に献血のご協力をいただく計画としています。

【献血いただいた血液の流れ（令和3年度計画）】



※供給本数は200mL献血から得られる量に換算した本数

また、新型コロナウイルスの感染拡大下においても、安心して献血にご協力いただけるよう、引き続き、献血会場における感染防止対策を徹底し、「新しい生活様式」に対応した安全な献血会場の保持に努めるとともに、献血会場における「3密」の発生を回避する観点からも、献血予約の一層の推進を図ります。献血予約については、その割合が全ての献血協力の50%に達することを目標に、献血者のカテゴリ（年齢や性別、献血協力状況）に合わせた協力依頼方法の確立に引き続き取り組むほか、献血者が今まで以上に献血を通じた社会への貢献を実感できるよう、輸血を受けた方やその家族の声を閲覧できるシステムの拡充に向けて、医療機関との協議を継続します。

9 血液事業

【献血の事前予約率】

項目	令和2年度（見込）	令和3年度（目標）
全血献血	8.8%	33.7%
血漿成分献血	58.9%	70.0%
血小板成分献血	65.1%	80.0%
全献血者に占める予約献血者の割合	26.3%	50.0%

さらに、「新しい生活様式」の定着により、在宅勤務等が増加し、移動採血車（献血バス）の配車場所が限られる状況が続くことも想定されるため、企業からの献血協力の在り方の見直しを進めるほか、都市部については、採血固定施設（献血ルーム）を中心とした献血受入体制の充実を図ることとし、その一環として、必要血液量の増加への対応も兼ねて、採血固定施設（献血ルーム）の新設に向けた対応も進めます。加えて、オンライン授業の増加により、学校での献血実施が減少し、若年層を中心に新規献血者が急減していることから、将来にわたる献血基盤の維持と献血協力の持続的な確保を図るため、新規献血者の獲得に向けた取り組みを強化します。

なお、献血で得られた血液を原料として、医療機関に対して、1,727万本の輸血用血液製剤を供給するとともに、国内製薬企業に対して、123.5万Lの血漿分画製剤用原料血漿を配分する計画としています。

（2）新型コロナウイルス感染症治療への協力

背景・目的

新型コロナウイルス感染症の罹患者が増加し、治療法の確立が世界的に求められるなか、様々な研究が進められています。そのうち、同症の回復者の血液（血漿）に含まれる抗体を対象患者に投与する治療法も、有効な方法のひとつとして、研究が進められています。

実施内容・目標

令和3年度は、国が進める新型コロナウイルス感染症の治療に用いられる血漿分画製剤（回復者の血漿を原料とする特殊免疫グロブリン製剤）の供給に向けた取り組みに協力する形で、同製剤の原料となる血漿を確保するため、対象者（新型コロナウイルス感染症の回復者）への採血を行うこととしています。また、採血された血漿の検査、当該血漿に関する情報の管理及び血漿分画製剤の製造業者への血漿の送付等も担うこととしています。

9 血液事業

(3) 事業環境の変化を踏まえた事業運営体制の検討

背景・目的

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、「新しい生活様式」が社会に定着し、国民の生活様式が変容するなか、事業を取り巻く環境も大きく変化しており、従来の都道府県の枠組みに基づく事業運営体制では、献血の推進や受入れを中心として、現状の社会情勢への対応が困難な面があります。

そうした点を踏まえ、更なる新興感染症の流行も見据えつつ、将来にわたって安定的な事業運営を持続できるよう、事業運営体制の検討を進める必要があります。

実施内容・目標

「新しい生活様式」の定着を踏まえ、在宅勤務中の従業員の方に、ご自宅付近の会場で献血にご協力いただき、その協力実績を当該企業の献血実績として集計し表彰するなど、都道府県の枠組みを超えた広域的な献血推進を実現するため、ブロック血液センターと地域血液センターの連携強化に向けた検討を進めます。また、医療機関における血液事業の理解促進や医療機関と血液センターの連携強化に向けて、学術情報・供給部門の役割の見直しを進めます。

(4) 供給部門における体制・業務の見直し

背景・目的

血液事業においては、365日24時間体制で、血液製剤が全国各地で供給されておりますが、輸血医療の実態を踏まえ、輸送体制の合理化と利活用を図ることが重要な課題となっています。こうしたなか、引き続き、都道府県が策定した「地域医療構想」を基礎として、行政及び医療機関との連絡調整と情報共有を図りつつ、製剤の定時配送とWeb発注を基本に業務全体の再構築を進めてまいります。

実施内容・目標

供給部門における体制・業務の見直しの一環として、血液製剤の受発注業務の効率化を図るため、医療機関の意見を反映させ利便性を高めた新たな血液製剤の発注システムを令和2年度に導入しました。令和3年度は、当システムの医療機関における使用の一層の推進を図ることで、現状FAXの利用が多くを占める製剤発注のWEB発注への転換を積極的に進めていくとともに、業務の再構築に向けた検討も継続します。



医療機関への製剤供給のイメージ

【製剤発注方法の割合】

項目	令和2年度（見込）	令和3年度（目標）
WEB発注	20%	70%
FAX・電話発注	80%	30%

9 血液事業

(5) 血液製剤の安全対策の実施

背景・目的

献血血液を原料とする血液製剤は、感染性因子の混入を完全に排除することは困難であり、血小板製剤による細菌感染症例も毎年数件確認されています。また、国境を越えた人の移動を前提に成り立つ現代社会においては、これまで国内では報告されていない新興感染症の流入や未知のウイルスによる感染リスクが高まることも想定されます。

このような状況においても、輸血を受ける方の健康を守るため、常に安全性に関する情報を把握し、最新の科学技術を取り入れることで、血液製剤の安全性と品質の向上を図ることが求められています。

実施内容・目標

血小板製剤の安全性の更なる向上を図るため、同製剤による細菌感染リスクの減少を目的として、細菌スクリーニングの導入に向けた関連データの取得や薬事手続等の対応を進めるほか、非溶血性の輸血副作用の減少を目的として、血小板製剤の血漿部分を血小板保存液（PAS液）に置き換えた「PAS血小板製剤」の開発を進めます。また、献血血液の更なる有効活用を目的として、赤血球製剤の有効期間の延長に向けた検討を進めます。

(6) 造血幹細胞事業の推進

背景・目的

白血病や再生不良性貧血等の血液疾患の治療に有効である造血幹細胞移植（骨髄移植、臍帯血移植等）は、実施件数が年々増加してきており、今後も増加することが見込まれています。日本赤十字社は、臍帯血供給事業者として、4つの臍帯血バンクを運営していることに加え、国から指定された国内唯一の「造血幹細胞提供支援機関」として、造血幹細胞提供関係事業者間の連絡調整や情報共有に係る支援のほか、若年層への啓発活動や公開臍帯血数の増加に向けた広報など、本事業の一層の普及推進を行うこととしています。

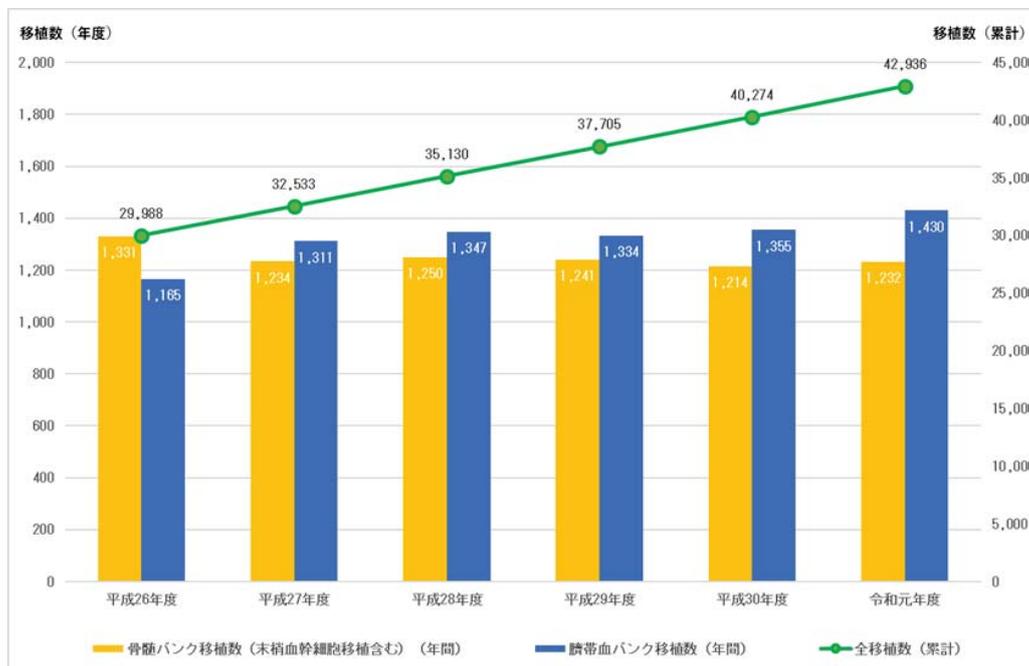
実施内容・目標

令和3年度は、造血幹細胞提供関係事業者間の連絡調整等について、「造血幹細胞提供支援機関」として必要な会議を主催し、関係者間の情報共有を図りながら事業の円滑な推進に努めます。また、普及啓発については、広報資材の作成及び配布に加え、若年層への推進対策の一環として、日赤の看護大や看護専門学校をはじめ、将来を担う全国の医療系の学生への関連情報の提供を通じて、造血幹細胞事業に対する理解を深め、移植医療の進展につなげます。

さらに、近年は臍帯血バンクの移植数が骨髄バンクの移植数を上回る状況が続いており、今後も臍帯血移植の実施件数の増加が見込まれるため、臍帯血バンクにおける臍帯血の調製基準や運用手順の見直しなど、公開臍帯血数の増加に対応可能な体制構築を進めていきます。

9 血液事業

【造血幹細胞移植の実施数の推移】



(7) 国際協力・海外協力の実施

背景・目的

日本赤十字社は、「献血者受入、検査、調製、供給」の全てを実施する赤十字社として、自発的無償供血と高度な安全性を備えた血液事業を展開してきており、その達成過程や、これまでのアジア地域を中心とした国際協力で培った知識、技術及び経験を活かし、海外の血液事業の発展に貢献することが期待されています。特に、30年に亘り海外研修生を受け入れてきた実績やシンポジウム等を開催してきた実績などから、アジア地域からは、日本赤十字社の協力が熱望されています。

実施内容・目標

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響が世界的に続くことが見込まれますが、これまでの海外協力関係を継続するために、各国の現状について情報収集を行い、コロナ禍においても日本赤十字社としてアジア地域の血液事業を支援します。

なお、アジア地域の参加国や血液事業者間で事業運営上の有用な情報や経験を共有する場である「アジア赤十字・赤新月血液事業フォーラム」については、世界的な新型コロナウイルス感染症の収束が明らかになった時点で、改めて十分な準備期間を経て、タイ赤十字社と共同で開催する予定としています。

9 血液事業

(8) 新たな事業の展開

背景・目的

献血血液の検査データは、その量や質からビッグデータとして位置付けることができ、生活習慣病の動向の評価など、国民の健康増進に役立てていくためには、社内外の研究者が必要に応じて、関連する情報を参照・引用できる環境を整備することが重要となります。

また、血液事業のあらゆる領域で取得してきた技術や知識を医療の発展に役立てていくうえでは、行政、医療機関、関連企業などと連携しながら、検査試薬や医薬品の開発、赤血球や血小板の産生調整のメカニズムの解析、iPSをはじめとする幹細胞等を活用する新規製剤の開発など、従来の事業の範疇に留まらない取り組みを進めていく必要があります。



血液センターで保管される献血血液の検体

実施内容・目標

日本医療研究開発機構（AMED）によるフィージビリティスタディ^{*}に加え、献血者の鉄代謝やグリコアルブミンの実態調査等を通じて検討されてきた内容を踏まえ、令和3年度は、ビッグデータを活用した国民の健康増進への貢献のための情報公開を実施し、その結果に基づき、献血血液の検査データや保管検体の利活用に関する具体的な研究について、検討を進めます。

また、輸血用血液製剤の検査・製造で培った技術を活かし、新たな技術開発を通じ国民医療に貢献するために、iPS細胞やそれに類似した幹細胞を用い、それらを適切に増殖させることで、輸血に必要な製剤や、検査試薬として用いる血液（赤血球、好塩基球など）を作製するための研究を実施しています。具体的には、これまで積み重ねてきた不規則抗体スクリーニング用血球を作製するための情報や技術を用いて、令和3年度においては、将来的に医療機関での使用を目的とした不規則抗体スクリーニング用赤血球の製造やアレルギー反応の原因を探索するための幹細胞由来好塩基球を用いた検査法の確立を目指し、作製できた幹細胞の長期間保存のための条件やその適切な分化増殖法のほか、必要とするスケールにまで細胞を増殖する方法を検討します。

(9) 事業の効率的運営の推進

背景・目的

血液事業の財源は、薬価で定められた輸血用血液製剤の供給収益を中心に賄われていますが、近年、輸血を行わない手術の浸透等により、輸血用血液製剤の供給量が漸減傾向にある一方、免疫グロブリン製剤を中心とした血漿分画製剤の需要増加により、同製剤の原料となる血漿の必要量は増加が見込まれています。また、こうした血液需要の増減や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人との接触を抑制する社会活動への転換などの事業環境の変化に対応し、安定的な事業運営を継続していくためには、事業運営の一層の効率化を進めていく必要があります。

^{*} 実現可能性の調査

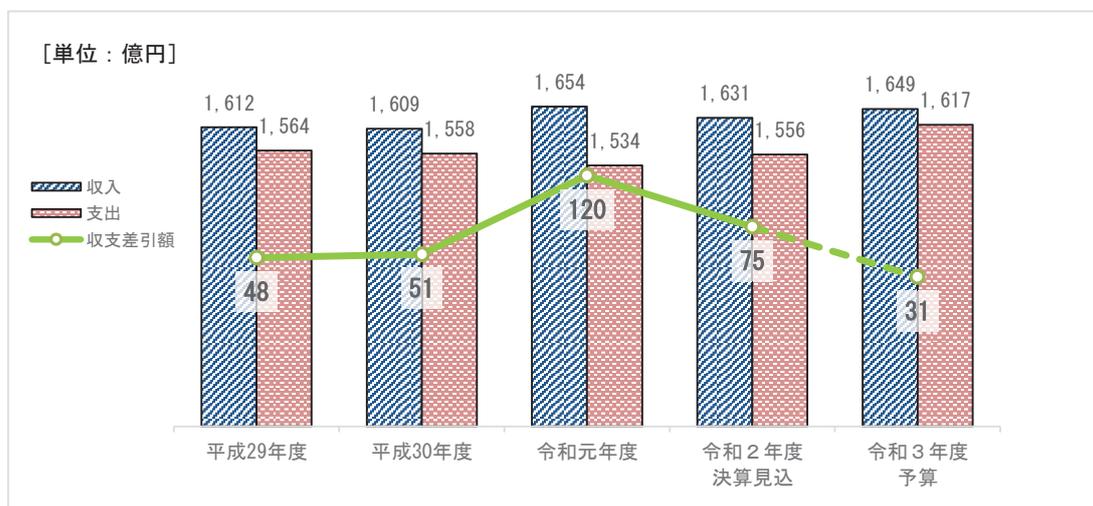
9 血液事業

実施内容・目標

令和3年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業環境の変化への対応を最優先課題としつつ、RFID^{*}を活用した新たな血液事業の仕組みの構築や、ICT、IoT、AIなどの先進技術の活用による業務の省力化を進めるほか、業務体制の抜本的な見直しを全国的に進めるなど、中長期に亘る事業の更なる改善、効率化につながる取り組みも引き続き進めます。

なお、事業改善等の各種取組の結果、令和2年度の収支状況は75億円の黒字を見込んでおり、令和3年度においても、安定した経営状況を維持しつつも、血液製剤の安全性及び品質の更なる向上、事業継続に必要な施設整備及びITシステムの導入等に対する投資を進めながら、効率的かつ安定的な事業運営に努めます。

【経営状況の推移（当期収入及び支出）】



^{*} 電子タグを使い無線（非接触）により個体識別する技術（Radio Frequency Identification）

(1) 長期ビジョンの達成に向けた取り組み

背景・目的

人口構造の変化や格差の拡大、気候変動、グローバル化、ICT化等、創立150年を見据えた10年間の社会環境の変化予測を踏まえ、社の長期的な方針・戦略として「日本赤十字社 長期ビジョン」が令和元年度に策定されました。今後は、長期ビジョンに示された事業展開を支えていく事業実施体制や仕組みの構築、職員の意識・社内風土の醸成、さらに全社的なPDCAの精度向上を図ることで、長期ビジョンの達成に向けた社全体の取り組みを推進します。



実施内容・目標

ア 社の事業実施体制にかかる長期戦略の策定

長期ビジョンの達成を支えるコーポレート部門（総務、企画、コンプライアンス、法務、人事、財政、IT等）の機能の充実化や組織（ガバナンス・マネジメント）の役割・権限・責任のあり方など事業展開を支える体制・仕組みの構築に向けて、必要な施策・取り組みの整理・明確化を図ります。

令和3年度は、社が目指すべき事業実施体制の各種検討の総合調整を図るとともに、その実現に向けて必要な施策・プロセスに順次取り組みます。

イ 全社的なPDCAの精度向上（経営判断のサポート機能の強化）

より迅速な経営判断、各事業における取り組みや業務の改善・進化、社外に対する的確な説明責任を図るため、事業計画や業務報告等の策定方法や内容等の見直し・改善を進め、その活用・運用の精度向上に努めます。

令和3年度は、長期ビジョン第一次中期事業計画の進捗を把握・確認するためのモニタリングを実施するとともに、長期ビジョンや中期事業計画の目標と連動した全社的な単年度事業計画の作成や事業計画に対応した構成の業務報告書の試行的作成等に取り組み、全社的なPDCAをさらに推進します。

ウ 職員の意識・社内風土の醸成

長期ビジョンの行動指針に掲げる「被支援者の側に立った想像力の発揮」と「選択と集中の徹底」を特に重要な基本姿勢として位置づけ、職員一人ひとりが、被支援者のニーズや声に耳を傾け、ニーズに最適な事業となっているかを常に意識するとともに、社を取り巻く環境を正確に理解し、既存事業の成果や新規展開の必要性等を確認しながら変革・転換・チャレンジに挑むような意識・行動を持てるよう、まずは本社職員を中心にかかる取り組みの推進を図ります。

令和3年度は、令和2年度に実施した意識調査と各種施策の結果に基づき、引き続き情報発信や場づくり、社内ルーティーン業務の改善等の取り組みを進めます。

10 コーポレート機能の充実強化

(2) 広報の強化

背景・目的

令和2年度から、寄付行動への流れを「認知」→「理解」→「検討」→「行動」→「継続」という5つの段階で捉え、それぞれに効果的なコミュニケーション施策を実施しています。また、段階ごとに目標を定め、その施策効果の分析・評価を繰り返すことで効率化を図り、寄付への流れの最大化を目指す「統合デジタルマーケティング」を展開しており、ポストコロナにおいて今後も継続的に実施する必要があります。

実施内容・目標

令和3年度も、「統合デジタルマーケティング」を継続・強化して実施します。全国でテレビCMを放映し、認知獲得等を図るとともに、寄付未経験の方でも、今後寄付に対する意識が醸成された時に日本赤十字社が選ばれるような長期的なコミュニケーション戦略へとつなげていきます。

これらの展開により、ご支援をいただける方々のすそ野を広げ、オウンドメディアを含めたすべてのPR施策と連動した広報展開を推進します。

【令和3年度 統合デジタルマーケティングのKPI】

項目	令和2年度（実績）	令和3年度（目標）
【認知】ブランド認知率※1	98.6%	99.0%
【理解】ブランド理解率※2	37.8%	40.0%
【検討】寄付意向率※3	39.7%	43.0%
【行動】1年以内寄付率※4	24.1%	22.5%
【継続】寄付継続意向率※5	78.3%	80.0%

※1 「活動内容まで知っている」及び「名前を聞いたことがある」と回答した方を合算した割合

※2 「活動内容まで知っている」と回答した方の割合

※3 日本赤十字社を認知している方の中で、日本赤十字社に対して「寄付をしたい」と回答した方の割合

※4 日本赤十字社を認知している方の中で、日本赤十字社に対して「1年以内に寄付をした」と回答した方の割合

※5 日本赤十字社への寄付経験者の方の中で、「ぜひ支援し続けたい」及び「できれば支援し続けたい」と回答した方を合算した割合

(3) 財政基盤の強化

背景・目的

日本赤十字社が行う事業は、いずれも将来にわたって安定的に実施していく必要があるものです。そうした背景を踏まえ、長期ビジョンの達成に向けて、財政基盤の強化を推進します。

実施内容・目標

長期ビジョンに示された事業展開を支える財政基盤の強化を進めていきます。具体的には事業の特性や収入の構造など各会計の特性に応じて、スケールメリットを生かした購買力の強化や適正かつ計画的な設備投資及び資金の借入、更なる業務の効率化などを検討します。日本赤十字社の全体最適を意識しながら、経営改善等に積極的に取り組みます。

10 コーポレート機能の充実強化

(4) 人事関連諸制度の再構築

背景・目的

長期ビジョンの達成に向け、「多様な人材の確保と育成の強化」、「適正な労働環境とワークライフバランスの実現」を図るべく、その基盤となる人事関連諸制度の再構築を行います。

実施内容・目標

ア 人材確保・育成の充実

少子高齢化（人口減少）やグローバル化、ICT化等、急速に変化する社会環境において、日本赤十字社が多種多様な社会ニーズやリスクに対応し、新たな価値を絶えず創造していくため、多様な人材の確保を図るとともに、一人ひとりの個性を活かすことのできる人材育成・能力開発の環境づくり等に取り組みます。また、コロナ禍においても各研修について実現可能な方法を模索し、オンライン化する研修についてはより精度や質の向上を図ります。



令和2年度中堅幹部職員養成研修の様子（オンライン）



令和2年度基幹部職員養成研修における社長講話の様子（オンライン）

イ 働き方改革の推進

各事業を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、人事・給与制度をはじめ、人事管理全般にわたる検討を進めるとともに、労働時間の適正化をはじめとする健全な労働環境の維持・確保や雇用のあり方の見直しのほか、更には、新型コロナウイルス感染症のまん延により提唱された「新しい生活様式」も考慮に入れながら、国の進める「働き方改革」への対応を積極的に推進します。

(5) 全社的なコンプライアンス推進に向けた取り組みの強化

背景・目的

全社的なコンプライアンス体制のもと、コンプライアンス違反にかかる事故等の未然防止を図るほか、事故等が発生した際には、適切な対応を図ることにより、日本赤十字社に対する国民からの信頼の確保に繋がります。

実施内容・目標

令和3年度は、令和2年度に施行した「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動規範」の着実な運用と、新たに設置したコンプライアンス委員会で審議された令和2年度から4年度のコンプライアンス基本方針「全社的なハラスメント対応力の強化」を実践するため、ハラスメント防

10 コーポレート機能の充実強化

止月間キャンペーンや研修の推進等に取り組みます。

(6) 全社的なリスク管理能力の向上

背景・目的

日本赤十字社は、会員をはじめ多くの個人・法人等の信頼により成り立っています。リスクを組織的に管理し、損失を未然に防止するとともに、リスクが現実のものとなった際は迅速・的確な対応を行い、損失の最小化を図ることで、日本赤十字社の信頼確保に取り組みます。

実施内容・目標

令和3年度においては、リスク管理の意識向上を図るとともに、事件、事故、不祥事等の事案にかかる全社的な報告・対応体制の徹底に取り組みます。また、日本赤十字社のリスクの洗い出し、分析・評価をし、重大なリスクへの対応を行うなど、リスク管理能力の向上に取り組みます。

併せて、組織の自立性、自浄作用の向上を図ることを目的に、リスク評価の結果等を反映させた自己点検を実施することとし、内部監査と連携しながら、内部統制体制の構築に向けて取り組みます。

(7) 情報セキュリティ対策の強化

背景・目的

令和3年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックを標的としたサイバー攻撃や今後急増が予想される標的型ランサムウェア攻撃、不正アクセスにより、業務妨害や膨大な個人情報の流出リスクに晒されている今日、情報セキュリティ対策が重要かつ緊急の課題となっています。

実施内容・目標

「日本赤十字社IT化基本構想」に基づき、令和3年度においても引き続き、新たな技術的対策の導入や支部・施設の情報システム及びその運用の統一化を行い、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

また、人的対策では職員への教育研修により情報セキュリティ意識の向上に努めるとともに、組織的対策では情報セキュリティ関連法令への対応や監督官庁、警察機関及び公的病院団体と連携した情報セキュリティ管理体制の充実と強化に取り組みます。

(8) 全社的な内部統制と監査機能の強化

背景・目的

日本赤十字社では、これまで個々の支部・施設に対して準拠性の内部監査を行い、業務の適正さの確保に努めてきました。今後日本赤十字社の経営に資するため、内部統制の体制としくみを構築するとともに、内部統制が適正に機能しているかを評価する新たな内部監査（事業監査）を導入する必要があります。

10 コーポレート機能の充実強化

実施内容・目標

ア 従来の内部監査の改善

新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえて、リモートを活用した書面監査を中心に実施することにより、監査業務の効率化、監査費用の削減、監査サイクルの短期化（1年間の監査対象支部・施設数の増）を目指します。

イ 新たな内部監査（事業監査）の検討

内部統制が適正に機能しているかを評価するため、リスクアプローチの手法を用いた事業監査を検討し、内部統制の機能をより効果的に発揮できるよう内部監査機能の充実を図ります。